

基本目標に向けて

I 生きがいを持ち、いつまでも健康で暮らすために

I-1 生きがいづくりと地域活動の推進

平均寿命が延びていく中、心身の健康はもとより、精神的に豊かな生活を送るためには、人との交流を図り、社会的活動に参加し、自由時間をいかに人間らしく充実して生きるかということが高齢期における大きなテーマといえます。高齢者が生きがいを持って、活動的な生活を送ることは、認知症やねたきりの予防につながり、健康寿命の延伸にも寄与します。スポーツ活動、文化活動、就労、交流・地域活動の各種事業の充実を図り、高齢者の生きがいづくり・地域活動を推進します。



(1) 生きがい活動の促進

① 老人クラブの育成、支援

概要

- ・スポーツ・趣味などの活動や、ボランティアや世代交流などの地域の社会活動を行う老人クラブを育成、支援します。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|-----|----------|---------|------------------|
| 会員数 | 23, 899 | 22, 526 | 21, 290 |

現状と課題

- ・会員数については、近年のライフスタイルの個人化などの影響により、年々減少傾向にあります。
- ・新規加入者の減少により、会員の高齢化が進み、行事や老人クラブの運営が難しくなっています。

今後の方針

- ・会員数の維持を図るため、老人クラブの魅力を高める活動について支援していきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 会員数 | 21, 290 | 21, 290 | 21, 290 |

② スポーツ活動の推進

概要

- 老人クラブの会員を対象に、年1回の高齢者体育大会や、高齢者スポーツ活動促進事業として、市内5ブロックでのペタンク大会等の実施や、各地区単位での高齢者スポーツ教室を開催し、スポーツを通じた高齢者の健康づくりの活動を推進します。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|---------------|----------|-------|------------------|
| 高齢者体育大会参加者数 | 2,399 | 2,772 | * - |
| ペタンク大会等参加者数 | 1,155 | 1,105 | 1,200 |
| 高齢者スポーツ教室参加者数 | 1,218 | 1,306 | * - |

*新型コロナウイルス感染症により中止

現状と課題

- 老人クラブ会員の減少および高齢化に伴い、こうした活動の参加者数も減少傾向にあります。

今後の方針

- 感染症対策に取り組んだ上で、今後も継続して、老人クラブと連携して実施していきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 高齢者体育大会参加者数 | 2,700 | 2,700 | 2,700 |
| ペタンク大会等参加者数 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 高齢者スポーツ教室参加者数 | 1,300 | 1,300 | 1,300 |

③ 老人健康農園事業

概要

- ・60歳以上の人に、作物を育て、収穫の喜びを感じてもらうなど、健康や生きがいづくりの機会として、市内の各農園で1区画（15㎡）を年間4,400円で貸し出しています。

実績

| 指 標 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) |
|--------|--------|-------|----------------|
| 延べ利用人数 | 548 | 483 | 485 |

現状と課題

- ・一部の老人健康農園の近隣が住宅化し、日当たりをはじめとする事業環境が大きく変化しています。

今後の方針

- ・農園の利用状況に応じ統廃合について検討し、農園利用の維持を図ります。

④ 高齢者利用施設

概要

- ・地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの提供などを目的として、老人福祉センターや三田洞神仏温泉、高齢者福祉会館などの施設で、各種講座の開催やサークル活動の場を提供します。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|---------|------------------|
| 延べ利用者数 | 209,377 | 185,077 | *54,731 |

*新型コロナウイルス感染症の影響による

現状と課題

- ・施設の老朽化が課題となっています。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、施設が閉館したり、講座が中止となり、延べ利用者数が大幅に減少しました。

今後の方針

- ・岐阜市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化を図ります。
- ・感染症対策に取り組んだ上で、指定管理者と連携して利用者の意向やニーズを考慮し、趣味や生涯学習のメニューの充実に努めていきます。

⑤ 文化施設無料優待券（シルバーカード）の交付

概要

- ・70歳以上の人を対象に、学習意欲の高揚を図り、外出するきっかけとなるよう、無料または割引で市内の文化施設などに入場できるシルバーカードを交付しています。

今後の方針

- ・今後も継続して実施していきます。

⑥ 高齢者おでかけバスカードの交付

概要

- ・外出の機会が少なくなりがちな高齢者の社会参加のきっかけを提供し、生きがいづくりや健康増進を図るため、70 歳以上の人に高齢者おでかけバスカードを交付しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------|----------|--------|------------------|
| 交付人数 | 62,872 | 63,477 | 63,346 |

現状と課題

- ・高齢者おでかけバスカードは、額面 3,000 円と終日 2 割引で乗車できる特典がついており、シルバーカードとしても利用できます。
- ・高齢者おでかけバスカードの交付人数は安定しており、事業が定着しています。

今後の方針

- ・70 歳以上の人口に対するバスカード交付率が 7 割程度と高く、また、高齢者が身近に利用できるコミュニティバスも市内 20 路線で運行されるなど、バスカードの利便性が高いことから、引き続き実施していきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 交付人数 | 64,000 | 65,000 | 66,000 |

⑦ 保険外はり、きゅう、マッサージ施術料の助成

概要

- ・高齢者の健康保持を目的に、70歳以上の人を対象に、岐阜市鍼灸マッサージ師会（36 施術所、令和2年10月1日現在）と協定し、保険適用外のはり、きゅう、マッサージに対する受療補助券を1年分6枚交付し、その補助券の使用により施術料の費用を岐阜市、施術者、利用者で3分の1ずつ負担することとしています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------|----------|-------|------------------|
| 交付人数 | 626 | 648 | 617 |

今後の方針

- ・今後も継続して実施していきます。

⑧ 高齢者大学事業

概要

- ・65歳以上の人を対象として、楽しく学び知識を深め、より自己研鑽を図るため、年1回5日間にわたり健康や歴史など多種多様なテーマの各種講座を開催しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------|----------|-------|------------------|
| 受講者数 | 93 | 93 | 100 |

現状と課題

- ・以前の講座回数では講座の参加が難しいとの声を多数寄せられたため、講座回数を10回から5回へ減らし、さらに高齢者の興味を引くテーマへと内容を整理しました。

今後の方針

- ・本市の他の部局で開催されている教育や生涯学習の講座とテーマが重複するケースもみられるため、高齢者のニーズに応じた講座の見直しを検討しながら、実施していきます。

⑨ 介護予防・家族介護教室

概要

- ・高齢者が要介護状態になることを少しでも遅らせ、健康で生き生きとした老後の生活を送れるよう、介護予防教室を実施しています。また、介護の方法、介護予防、健康づくりに関する知識や技術を習得できるよう、主に高齢者の家族を対象にした家族介護教室を実施しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------------|----------|-------|------------------|
| 介護予防教室開催回数 | 300 | 300 | 300 |
| 家族介護教室開催回数 | 25 | 25 | 25 |

現状と課題

- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催1回あたりの受講定員を減らすなど感染症対策に取り組みながら、開催しています。

今後の方針

- ・感染症対策に取り組んだ上で、今後も継続して実施していきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------------|---------|---------|---------|
| 介護予防教室開催回数 | 300 | 300 | 300 |
| 家族介護教室開催回数 | 25 | 25 | 25 |

⑩ ひとり暮らし高齢者ガイドブック

概要

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人が、日々の生活の不安をなくし、安心して暮らせるよう、令和2年度から新たに「ひとり暮らし高齢者ガイドブック」を発行し、利用できるサービスや相談窓口を紹介しています。

今後の方針

- ・今後も継続して発行していきます。

(2) 交流・地域活動の推進

① 三世代交流促進事業

概要

- ・老人クラブの会員とその家族の三世代（子ども、親、祖父母）の交流を促進する機会として、ペタンク、グラウンドゴルフ大会などの三世代交流スポーツ大会を開催します。また、高齢者の経験や知識を地域で活かす機会として、わら細工教室やお手玉づくりなど昔ながらの遊びを楽しむ文化伝承活動を実施しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|-------|------------------|
| 延べ参加人数 | 3,800 | 3,505 | *530 |

*新型コロナウイルス感染症の影響による

現状と課題

- ・子ども世代や親世代、祖父母世代が交流する場として、地域貢献が図られ、地域社会の中での高齢者の生きがいつくりに寄与しています。

今後の方針

- ・感染症対策に取り組んだ上で、地域で活躍する場面を提供していくために、今後も継続して実施していきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 延べ参加人数 | 3,500 | 3,500 | 3,500 |

② 友愛チーム・ふれあい訪問事業

概要

- ・ひとり暮らし高齢者などの孤独感の緩和、日常生活の相談、安否確認などのため、老人クラブの会員が家庭を訪問し、高齢者が安心して生活できるよう支援しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|--------|------------------|
| 訪問延べ件数 | 21,284 | 20,300 | 19,700 |

今後の方針

- ・感染症対策に取り組んだ上で、今後も継続して実施していきます。

③ 高齢者ふれあい入浴事業

概要

- ・70歳以上の人を対象に、高齢者同士の交流の場として、また、健康増進を図るため、岐阜市浴場協同組合に委託して、毎月2回（1日と15日）、市内7か所の公衆浴場を低額で開放しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------|----------|-------|------------------|
| 利用者数 | 9,860 | 9,248 | 8,002 |

今後の方針

- ・今後も継続して実施していきます。

(3) 就労機会の確保

① 高齢者の就労支援

概要

- 生産年齢人口が減少する中、地域経済を支える中小企業においては労働力の確保が急務となっています。こうした状況において、経験豊富な高齢者は、即戦力としての役割に留まらず、技術の伝承、人材育成の観点でも貴重な存在になります。
- 生きがいづくり、健康づくりにもつながる高齢者の就労支援として、本市では、職業相談窓口の開設により、求職に向けたアドバイスを行うとともに、人材確保サポート補助事業として、高齢者を常用雇用した企業に奨励金を交付するなど、働く意欲のある人が長年培ってきた豊富な知識や経験、技能を生かして活躍できるよう支援しています。
- また、高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業や軽易な作業の提供を行う岐阜市シルバー人材センターに対しても財政的な支援を実施しています。

今後の方針

- 職業相談窓口の開設および岐阜市シルバー人材センターへの支援を引き続き実施するとともに、岐阜労働局と連携し、企業とのマッチングの方法や企業側への意識啓発など、課題解決に向けて検討していきます。



I-2 介護予防と健康づくりに向けた地域支援体制の充実

高齢者が、住み慣れた地域社会の中で役割を持って活躍でき、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていけるようにするため、地域とのつながりを強化していく必要があります。

また、介護予防を含めた健康づくりを個人だけではなく、専門職の指導を得ながら、地域で支える体制を構築していくことがより重要となっています。

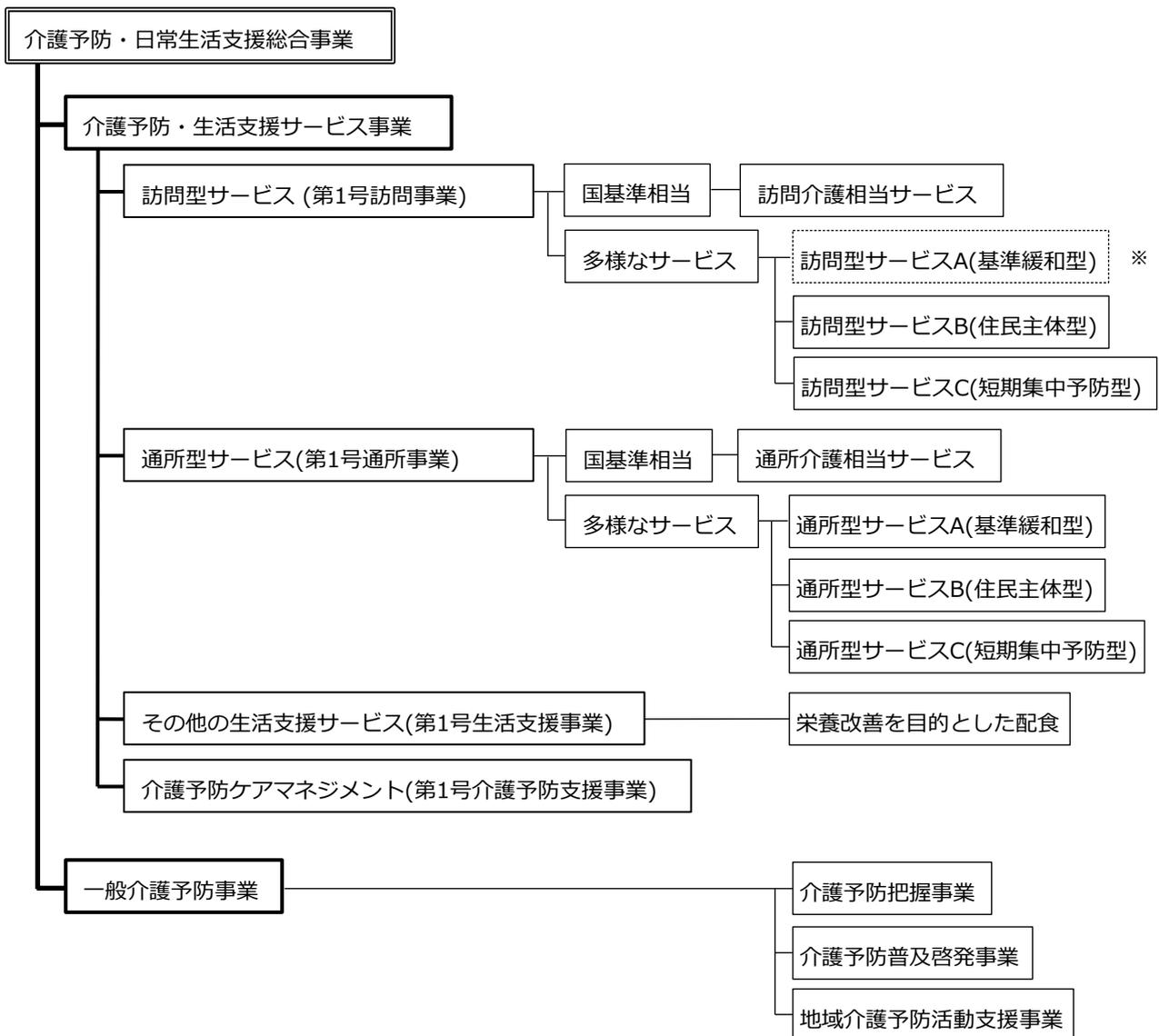
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じた、住民等の多様な主体によるサービスを充実し、要支援者等の多様なニーズに、要支援者等の能力を最大限に活かしつつ支援することを目的としています。

また、要介護認定を受けると、それまで受けていた介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの利用を継続することができなくなるため、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続する観点で弾力化を図っていきます。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業の体系は次ページのとおりとなっています。





※訪問型サービスA(基準緩和型)については、本計画期間中に実施予定

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ・本事業の対象者は、原則として、要支援認定を受けた人と基本チェックリスト該当者（事業対象者）になります。

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- ・訪問介護相当サービスは、訪問介護員による身体介護、生活援助を実施するサービスです。
- ・訪問型サービス A（基準緩和型）は、訪問介護相当サービスよりも人員等の基準を緩和した基準により指定した事業所が実施する事業です。訪問介護員等による生活援助を実施するサービスです。

- 訪問型サービス B（住民主体型）は、NPO やボランティア団体など住民主体の自主的な活動として実施する生活援助等のサービスです。
- 訪問型サービス C（短期集中予防型）は、うつ、認知症、閉じこもりのおそれのある人に対し、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、介護予防に関する相談指導等を行うサービスです。
- 本市では、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）として、平成 28 年 4 月から訪問介護相当サービスと訪問型サービス C（短期集中予防型）を、平成 29 年 9 月から訪問型サービス B（住民主体型）を実施しています。

イ 通所型サービス（第 1 号通所事業）

- 通所介護相当サービスは、通所介護事業所で食事・入浴などの日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などを行うサービスです。
- 通所型サービス A（基準緩和型）は、通所介護相当サービスよりも人員や設備の基準を緩和した基準により指定した事業所が実施する事業です。入浴・送迎について利用者の選択に応じたうえで支援を行うサービスです。
- 通所型サービス B（住民主体型）は、生活機能の低下による高齢者の閉じこもり等を予防し、地域において高齢者の自立した生活を支援するために地域住民などが主体となって「気軽に集える場」を運営するサービスです。
- 通所型サービス C（短期集中予防型）は、運動習慣機能の向上をめざす運動器機能向上事業や、認知症予防をめざす認知症予防事業、口腔機能の向上およびオーラルフレイル予防をめざす口腔機能向上事業（おいしく食べよう教室）により、生活機能の低下を改善するため専門職が短期集中的に支援を行うサービスです。
- 本市では、通所型サービス（第 1 号通所事業）として、平成 28 年 4 月から通所介護相当サービスと通所型サービス C（短期集中予防型）を、平成 28 年 9 月から通所型サービス A（基準緩和型）、通所型サービス B（住民主体型）を実施しています。

ウ その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）

- 本市では、その他の生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）として、平成 28 年 4 月から低栄養状態の改善を目的とした配食を支援する栄養改善配食サービスを実施しています。

エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスなどが適切に提供できるよう、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施し、利用者の身体状況などに応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援するとともに、定期的な見直しを行っています。

② 一般介護予防事業

- ・本事業は、65歳以上のすべての人およびその支援のための活動に携わる人を対象とし、生活機能の維持・向上に向けた取り組みです。

ア 介護予防把握事業

- ・閉じこもりなど、何らかの支援が必要な高齢者を把握し、介護予防事業につなげるために、市の関連部局や地域包括支援センター、民生委員、医療機関等との連携を進めています。

イ 介護予防普及啓発事業

- ・フレイルやロコモティブシンドローム、口腔機能低下、生活機能低下など介護予防に関する基本的な知識の普及を目的としたセミナーや教室の開催などを通じ、住民一人ひとりの主体的な介護予防活動を支援しています。

ウ 地域介護予防活動支援事業

- ・公民館等で地域住民が中心となり定期的を開催する「いきいき筋トレ体操」、「ふれあい・いきいきサロン」など、介護予防等の活動を行うボランティアの育成や地域で自主的に介護予防活動を行うグループを支援しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|---------------------------|----------|-------|------------------|
| 通所型サービス B（住民主体型） 参加団体数 | 24 | 32 | 35 |

今後の方針

- ・介護予防・日常生活支援総合事業について、これまで実施してきた取り組みを引き続き実施し、介護予防の推進に取り組んでいきます。また、住民主体型サービスや参加しやすい場づくりを充実させていきます。
- ・介護予防・生活支援サービス事業について、サービス利用状況、財政状況および他都市の状況等を検証した上で、利用者やサービス価格の上限額の弾力化に取り組んでいきます。
- ・訪問型サービス A（基準緩和型）について、担い手の資格要件を緩和すること等で、他分野からの介護人材の確保が可能となる状況を踏まえて、すでに実施している他都市の状況を検証した上で、本計画期間中の実施に向けて取り組んでいきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| 通所型サービス B（住民主体型） 参加団体数 | 37 | 39 | 41 |

(2) リハビリテーションサービス提供体制の推進

① リハビリテーションサービス事業

概要

- ・要支援・要介護認定者が、本人の状態に応じ、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用することで、心身機能や生活機能の向上を図ることを始め、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上をめざして、リハビリテーションサービス提供体制の推進を図ることが重要となっています。

現状と課題

- ・要支援・要介護認定者のうち、重度者の割合が微増傾向にあり（図2-1-8 要支援・要介護認定者構成比の推移（第1号被保険者）12ページ参照）、重度化防止の観点からは、軽度者に対する介護予防および自立支援に向けた、リハビリテーションサービスを含めた取り組みの充実が必要と考えられます。
- ・要支援・要介護認定者1万人当たりのサービス提供事業所数は、全国平均、岐阜県平均と比較して多い一方で、サービスの利用率は、全国や岐阜県と比較して、低い状況となっています。

要支援・要介護認定者1万人当たりのサービス提供事業所数（平成30年） 単位：か所

| サービス種類 | 全国 | 岐阜県 | 岐阜市 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 訪問リハビリテーション | 7.77 | 7.87 | 8.96 |
| 通所リハビリテーション | 12.66 | 14.23 | 15.69 |

要支援・要介護度別の訪問リハビリテーションの利用率（平成30年） 単位：%

| 要介護度 | 全国 | 岐阜県 | 岐阜市 |
|--------|------|------|------|
| 要支援1・2 | 0.28 | 0.23 | 0.17 |
| 要介護1・2 | 0.96 | 0.74 | 0.60 |
| 要介護3～5 | 0.46 | 0.40 | 0.30 |
| 全体 | 1.69 | 1.36 | 1.06 |

要支援・要介護度別の通所リハビリテーションの利用率（平成30年） 単位：%

| 要介護度 | 全国 | 岐阜県 | 岐阜市 |
|--------|------|------|------|
| 要支援1・2 | 2.53 | 2.20 | 2.57 |
| 要介護1・2 | 5.69 | 5.32 | 4.90 |
| 要介護3～5 | 1.01 | 1.03 | 0.97 |
| 全体 | 9.22 | 8.55 | 8.44 |

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」および「介護保険事業状況報告（年報）」

今後の方針

- 重度化防止を図る観点から、軽度者の利用率を向上させるため、介護サービスの選択の際に重要な役割を果たす介護支援専門員等に対して、早期のリハビリテーションの取り組みの重要性を周知するなどの取り組みを行い、利用率の向上を図ります。
- リハビリテーション専門職の活用等について、他都市の状況を踏まえ、岐阜県との連携等を図る中で、取り組んでいきます。



(3) 地域で支え合う仕組みづくりの促進

① 日常生活圏域協議体設置事業

概要

- ・地域における様々な人たちが集い、地域課題の抽出、地域の強みの再発見、自分たちでできることの確認等、支え合いの仕組みづくりを検討する会議（協議体）を開催しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--------------|----------|-------|---------|
| 日常生活圏域協議体開催数 | 77 | 89 | 76 |

現状と課題

- ・本市の日常生活圏域の 13 圏域すべてにおいて、1 か所以上の協議体が設置され、19 か所の協議体が設置されています。各協議体が年 4 回を目途に会議を開催しています。
- ・支え合いの仕組みづくりとして、生活支援コーディネーター（支え合いの仕組みづくり推進員）を配置して、地域の特性を踏まえた課題の把握と解決に向けた必要な活動を行っています。

今後の方針

- ・各協議体の取り組み事例を収集し、取り組み内容を普及啓発することで「自分達も、やってみたい」という気持ちを醸成し、今後も 13 圏域すべてで地域包括支援センターによる日常生活圏域協議体を開催していきます。
- ・現在ある地域資源（喫茶店や自治公民館など地域資源）を、日常生活圏域ごとに再認識し、地域資源を「地域の強み」として活用を図ります。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|
| 日常生活圏域協議体開催数 | 76 | 76 | 76 |

② 支え合いの仕組みづくり推進事業

概要

- 本市の高齢化率が 28%を超える中、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向け、高齢者の健康寿命を延ばしつつ、限られた資源の中で、地域の特性を生かした自助・共助が求められています。日常生活圏域協議体と連携・協働して、地域課題解決のための資源開発を行っています。

現状と課題

- 19 か所の日常生活圏域協議体ごとに、生活支援コーディネーター（支え合いの仕組みづくり推進員）を配置し、抽出された地域課題に対して、新たなサービスの創出およびニーズとのマッチングに向けて具体的な働きかけや地域資源の開発を行っています。

今後の方針

- 日常生活圏域協議体の事務局である地域包括支援センターと連携し、地域住民が共感できる地域課題の洗い出しを行うとともに、新たな生活支援サービスの創出や、地域資源の発掘、創出のための働きかけを行い、サービスとニーズのマッチングに取り組みます。

③ 支え合い活動実践者養成事業

概要

- ・高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、地域住民の主体に基づき運営される新たな住民参加サービスなどの担い手を養成しています。養成講座は、地域の助け合い4機能（「仲間づくり」「課題発見」「見守り」「助け合い」）を高めるためのカリキュラムとして取り組んでいます。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|-------|------------------|
| 養成人数 | 61 | 61 | 60 |
| 累計養成人数 | 950 | 1,011 | 1,071 |

現状と課題

- ・支え合い活動実践者養成事業の修了者の中から、空き家などを使った高齢者の集いの場を立ち上げるなどの成果も出始めてきており、修了者が新たな活動を立ち上げる際、アドバイスや活動の支援を行っています。

今後の方針

- ・地域づくりを推進していくためには、地域づくりの担い手が不可欠であり、支え合い活動実践者養成事業を継続することで、地域で活躍できる人材を増やしていきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 養成人数 | 60 | 60 | 60 |
| 累計養成人数 | 1,131 | 1,191 | 1,251 |

(4) 健康づくりの推進

① 高齢者の健康づくり

概要

- 高齢化が進展する中で、健康寿命を延伸するためには、生活習慣病を予防するとともに、日常生活動作能力の低下防止と、就労や文化活動など多様な社会参加を促進することなどにより、介護予防を図ることが必要です。
- 高齢者においては、やせ、低栄養が要介護状態につながるおそれがあります。そのため、適切な栄養は生活の質のみならず、身体機能を維持し、生活機能の自立を確保する上でも極めて重要です。また、低栄養状態を予防、改善するために、咀嚼や嚥下などの口腔機能を維持することが必要です。
- フレイル予防およびロコモティブシンドローム予防、転倒防止、口腔機能低下、生活機能低下予防、認知症予防など介護予防についての意識啓発を図る必要があります。
- 保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が地区公民館等において、介護予防健康セミナーを実施し、フレイル予防やロコモティブシンドローム予防等について情報発信しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------------|----------|-------|------------------|
| 介護予防健康セミナー回数 | 729 | 729 | *200 |

*新型コロナウイルス感染症の影響による

現状と課題

- 住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、生活習慣病の予防、生活機能の維持・向上、フレイル予防、健康的な食生活についての啓発を行っています。
- 高齢者の健康づくりに必要な環境づくりのために、地域包括支援センターおよび岐阜市社会福祉協議会など各種福祉関係団体とも連携して、地域健康自主グループ（ウォーキング、ふれあい・いきいきサロン、筋トレサポーター主体の市民向け講座）の活動を支援しています。参加活動数は増加傾向にあり、地域住民の自主的な活動が広まり、住民主体の体制が定着しつつあります。
- 65歳から74歳で、介護が必要となった主な原因は、脳血管障がい、心臓病、糖尿病などの生活習慣病や、転倒・骨折などとされています。高齢者自らの意識啓発などによって生活習慣の改善を図り、介護予防につなげていくことが必要となります。

今後の方針

- 高齢者の健康を増進するためには、若いうちから健康づくりに対する必要な知識の習得と健康づくりに向けた行動の変容が必要であるため、引き続き健康づくりに関する知識の普及を進めていきます。
- 高齢者の介護予防のため、転倒・骨折、生活習慣病、低栄養、オーラルフレイルなどの情報提供を行います。
- 高齢者の健康課題が生活習慣病や転倒による骨折など多岐にわたることから、理学療法士等の専門職と連携し、様々な角度から健康情報を提供し健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、健康部局と高齢者福祉部局等の連携を強化して取り組んでいきます。

| 指 標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 介護予防健康セミナー回数 | 729 | 729 | 729 |
| 専門職の関与による介護予防健康セミナー回数 | 60 | 70 | 80 |



(5) 介護予防と健康づくりの一体的推進

① 介護予防と健康づくりの一体的推進

概要

- 人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな保健事業と介護予防を実施することは大変重要になっています。このような中、国では、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制整備等に関する規定を盛り込んだ健康保険法等の改正が行われ、経済財政運営と改革の基本方針 2019 では「高齢者一人ひとりに対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する」とされています。

現状と課題

- 高齢者を取り巻く環境は多様化しており、健康寿命の延伸をめざすため、既存のサービスだけではなく、社会参加意識の高い高齢者を巻き込みながら、地域での支え合いによる体制づくりが必要となっています。
- 高齢者は、加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患を有することに加え、社会的な繋がりが減少するなど多様な課題を抱えています。介護予防や健康づくり・フレイル予防・高齢者の生きがいづくりなどの取り組みについて、複合的かつ、継続して一体的な実施が必要となります。

今後の方針

- 住民主体による「集いの場」への一般高齢者の社会参加を促すなど、意欲のある高齢者が社会で役割を持って活躍できるよう住民主体で取り組む場づくりや地域のつながりを強化していきます。介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するため、住民主体型サービスにおけるリハビリテーション専門家等の関わり方など、高齢者を取り巻く多様な環境に対応できるよう取り組んでいきます。
- 庁内関係部局の連携を図り、本計画期間中に、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施に向けて、以下の方針で取り組みます。

- ア 健康・医療・介護等のデータを専門職の知見等によって解析するとともに、市民団体等が実施する活動に専門職がアドバイスするなどして事業の効率性が上がる方策を検討します。
- イ 多様化する高齢者の生活環境に対応して、介護予防や健康づくりに関心のない人も含め必要な人に必要なサービスを繋げられる体制づくりを検討します。
- ウ 保健師・薬剤師・栄養士・歯科衛生士等の医療専門職から専門的な知見や積極的な関与を得ます。
- エ 効果等について評価指標を設けます。また、客観的に分析するため、既存データで活用できるものについて整理するとともに、新たなデータの利活用に向けて必要な検討も行います。
- オ 実施にあたっては、外部の専門家の知見やノウハウも活用し、健康寿命の延伸をめざして介護予防・健康づくりが一体となった切れ目のない総合的な支援を推進していきます。



II 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりのために

II-1 認知症対策の推進

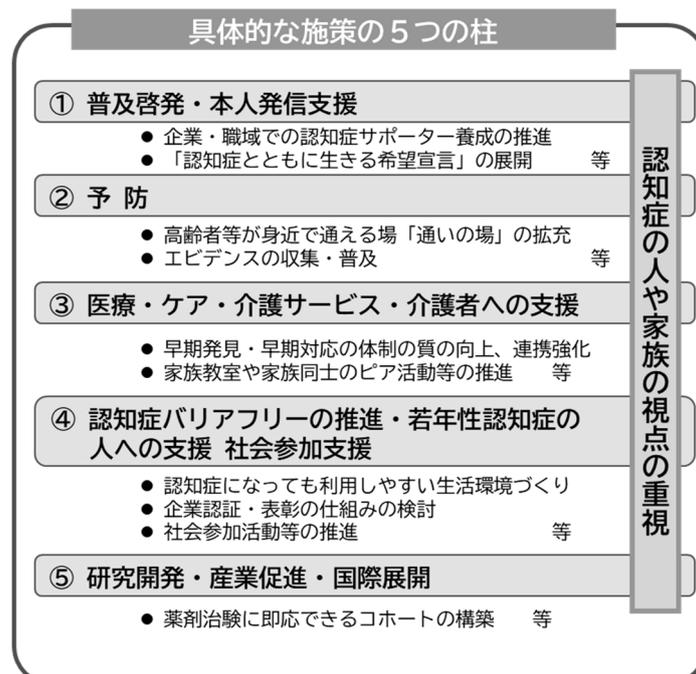
日本の認知症高齢者は、令和7年（2025年）には、国全体で700万人になると推計されており、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるものと見込まれています。認知症やその疑いで行方不明者となった人は、令和元年には、全国で約17,400人となっており、年々増加しています。

誰もが認知症になる可能性があり、また、誰もが介護者として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとっても身近な存在となっています。

令和元年6月の認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。」と基本的な考え方が示されました。「共生」とは「認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる」「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味であり、「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱の考え方に沿った認知症対策を推進していきます。

認知症施策推進大綱の5つの柱



(1) 認知症施策の総合的な推進

① 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発と相談先の周知

概要

- ・ 認知症の人やその家族の生活を地域で支える体制づくりのために、認知症サポーターを養成し、認知症に対する正しい知識を広めることで、市民が地域、職場などの日常生活の中で、自分たちが取り組める範囲で、温かく見守り手助けできる地域づくりをめざします。
- ・ 地域の高齢者等の総合相談窓口である地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の心配がある人やその家族からの相談に対応しています。

実績

<認知症サポーター養成人数>

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|--------|------------------|
| 新規受講者数 | 3,482 | 3,356 | * 1,000 |
| 累計受講者数 | 32,899 | 36,255 | 37,255 |

*新型コロナウイルス感染症の影響による

現状と課題

- ・ 平成 20 年度から認知症サポーター養成講座を実施し、養成人数は、順調に増加し、若い世代である小中学校への養成講座の開催にも取り組んでいます。
- ・ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、集団での認知症サポーター養成講座の開催が減少し、新規受講者数が大幅に減少しています。
- ・ 認知症サポーターが地域の見守り支援の担い手として、さらに、地域において活躍できるよう、「認知症サポーターステップアップ研修」を市内 3 か所で実施しています。

今後の方針

- ・ 認知症サポーターの養成に引き続き取り組み、認知症の正しい知識の普及、啓発に努め、特に親の介護が必要となる介護者世代に、認知症についての理解や相談先の周知を行います。

- ・感染症対策を図るため、さらには若い世代や幅広い年齢層への認知症サポーター養成講座の開催に向けて、従来の集団開催と合わせてオンラインによる講座も行います。
- ・「認知症サポーターステップアップ研修」を継続開催し、地域の見守り支援の担い手として、認知症サポーターがより地域で活躍できるよう支援します。
- ・地域の高齢者等の総合相談窓口である地域包括支援センターの活用について、さらに市民に定着するよう広報します。また、認知症の初期段階から相談していただくような取り組みとして、市民に対し、具体的な認知症に関する相談窓口や受診先について広く周知します。

<認知症サポーター養成人数>

| 指 標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 新規受講者数 | 3,200 | 3,200 | 3,200 |
| 累計受講者数 | 40,455 | 43,655 | 46,855 |

② 認知症予防のための通いの場の充実

概要

- ・認知症の人は今後ますます増加すると見込まれる中、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会が求められています。
- ・身近な場所で集うことで、社会的孤立を解消し、また、その活動に対し主体的に取り組むことは、認知症予防に資することから、住民主体で行う「通いの場」の活動を推進しています。

現状と課題

- ・地域住民による自主的な介護予防の取り組みである「ふれあい・いきいきサロン」、介護予防に効果的な「いきいき筋トレ体操」を市民に普及する「筋トレサポーター」、要支援者等も参加可能な、地域住民による介護予防の取り組みである「通所型サービスB（住民主体型）」などの取り組みを行っています。
- ・会場数や延べ参加人数は年々増加しています。

今後の方針

- ・各地域の状況を踏まえて、様々な「通いの場」の選択肢を増やし、「通いの場」の普及を図ります。

③ 認知症の人やその家族、介護者への支援の充実

概要

- ・ 認知症の人やその家族へ一層の支援を図るため、地域包括支援センターに配置する「認知症地域支援推進員」を中心として、地域における支援体制を構築し、認知症の重度化防止を図り、適切な医療や介護につなげるための事業として、「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。
- ・ 医療・介護・生活支援サービス・相談機関・地域での支援等、認知症の状態に応じた適切なサービスを認知症の人が利用できるよう作成した、「オレンジガイド（認知症ケアパス）」と「オレンジガイド概要版」を作成しています。
- ・ 認知症の人やその家族、地域の人や専門家等と気軽に集い、お互いに情報を共有し、お互いを理解し合う、「認知症カフェ」が行われています。

現状と課題

- ・ 認知症専門病院としての経験や実績があり、地域連携の体制が整っている市内の岐阜県認知症疾患医療センター2か所と協働し、認知症専門医、専門職（精神保健福祉士、看護師等）からなる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、地域包括支援センターの「認知症地域支援推進員」と連携して支援を行っています。
- ・ 「オレンジガイド（認知症ケアパス）」について、最新情報へと更新し、認知症カフェの開催場所や様子をわかりやすくまとめた「認知症カフェ啓発冊子」を作成してホームページ等で周知しています。
- ・ 令和元年3月から、認知症の人が集い本人同士で、自らの希望や必要としていることを語り合う場である「本人ミーティング」を行っています。
- ・ 身近なかかりつけ医や歯科医師、薬剤師などの専門職がその業務において高齢者と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、対応できる体制づくりが必要です。

今後の方針

- ・ 「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」との連絡会を定期的開催しながら、連携強化を図り、効果的な時期に支援ができる体制づくりに取り組みます。
- ・ 「オレンジガイド（認知症ケアパス）」および「オレンジガイド概要版」は、よりわかりやすく利用しやすいものになるよう、随時更新するとともに、一層の普及に努めます。

- ・感染症対策に取り組んだ上で、認知症カフェ、介護者のつどい、本人ミーティングなどといった同じ悩みを抱える人との集いや情報交換ができる場の開催について支援します。
- ・岐阜県が実施する認知症地域医療人材育成のための取り組みと連携しながら、医師による健康管理や、歯科医師による口腔機能の管理、薬剤師による服薬指導など、様々な場において、認知症に早期に気づき、早い段階で適切に対応していく体制づくりに努めます。

<認知症カフェ・介護者のつどい開催会場数>

| 指 標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 開催会場数 | 24 | 25 | 26 |

④ 認知症の人が安心できる地域で支える見守り体制

概要

- ・「認知症地域支援推進員」が中心となり、地域ごとの社会資源や住民の意向などに応じ、認知症の人を地域ぐるみで支える体制づくりや、認知症になってからも地域で暮らし続けることができる取り組みを推進します。
- ・若年性認知症の人が早期相談や適切な支援につながるよう、医療機関や地域包括支援センター等相談窓口の周知や支援を行います。

現状と課題

- ・令和2年6月から、認知症の人が行方不明になった際の早期発見・早期保護を目的として、市民がQRコードの付いた見守りシールを読み取り、本人の情報を知ることができ、家族と連絡をとることができる「認知症高齢者等見守り事業」を開始しています。シール利用者は、万一の事故発生に備え、個人賠償責任保険に加入することができます。
- ・医師会、認知症疾患医療センター、グループホーム協議会、介護支援専門員連絡協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会連合会、老人クラブ連合会、認知症の人と家族の会などから推薦を受けた委員により構成される「認知症地域支援体制構築推進会議」を設置し、地域課題の把握や、支援体制を構築するための具体的な活動として、「オレンジガイド（認知症ケアパス）」の更新や「オレンジガイド概要版」の作成、「認知症初期集中支援チーム」の活動内容の検討、認知症に係る事例検討などを実施しています。
- ・若年性認知症の人が集い、当事者が気持ちを話すことで、不安の軽減や情報交換ができる「本人ミーティング」の開催を支援しています。

今後の方針

- 「認知症地域支援体制構築推進会議」を引き続き開催し、多職種協働ネットワークを構築することで、認知症の人とその家族が安全・安心に暮らしていける体制づくりを進めます。
- 「認知症高齢者等見守り事業」について、市民が広く利用するスーパーやコンビニエンスストア、各関係団体等、介護保険事業者等に広く周知し、地域の見守り体制の強化を図ります。
- 認知症サポーターと認知症の人およびその家族がつながる仕組みを構築するため、「認知症地域支援推進員」が中心となり、「認知症サポーターステップアップ研修」の企画・開催について支援します。
- 「本人ミーティング」の開催を支援し、若年性認知症の人とその家族が早い段階で適切な相談窓口や必要な支援へとつながる体制づくりを行います。

<認知症高齢者等見守り事業利用者数>

| 指 標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 120 | 160 | 200 |

Ⅱ－２ 高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して、高齢者のニーズや状況にあわせた多様な住まいの確保を推進します。また、高齢者の権利擁護を充実させるとともに、高齢者の身体状況に配慮した住宅改修や公共交通、防災対策など、住まいや生活環境の整備を促進します。

(1) 入居サービス

① 生活支援ハウス

概要

- 生活支援ハウスとは、デイサービスセンターに居住部門をあわせて整備した介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する福祉施設です。
- 生活支援ハウスの利用対象者は、原則 60 歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人および家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢などのため独立して生活することに不安があり、自炊できる人が対象です。
- 本市には、生活支援ハウス（定員 9 人）が 1 か所あります。

実績

- 生活支援ハウス（令和 2 年 4 月現在）

| 施設名 | 定員 | 入居者数 |
|------|----|------|
| いきいき | 9 | 8 |

現状と課題

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などが増加し、高齢者の住まいの選択肢が多様化しています。

今後の方針

- 高齢者の住まいの選択肢が多様化する中、必要な定員の確保を図っていきます。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

概要

- ・ケアハウスは、原則 60 歳以上（夫婦で入居する場合はどちらか一方が 60 歳以上）の高齢者で、「自炊ができない」程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため独立した生活をするには不安があり、家族による援助を受けることが困難な人が入居する施設です。生活費、サービスの提供に要する費用などが実費となることからある程度の負担が必要です。市内には 11 施設があります。

実績

- ・市内軽費老人ホーム（ケアハウス）一覧（令和 2 年 4 月現在）

| 施設名 | 定員 | 入居者数 | 施設名 | 定員 | 入居者数 |
|-----------|----|------|-----------|-----|------|
| シャロームみわ | 30 | 23 | エトワールずいこう | 50 | 48 |
| サンライフ彦坂 | 15 | 14 | ラ・ポーレぎふ | 30 | 25 |
| 黒野あそか苑 | 15 | 15 | ささゆり | 30 | 30 |
| さくら苑 | 30 | 28 | ウェルビュー明郷 | 20 | 19 |
| ロイヤルコート寺田 | 50 | 50 | 大洞岐協苑 | 20 | 20 |
| やすらぎの里川部苑 | 80 | 76 | 合 計 | 370 | 348 |

現状と課題

- ・入居希望者に対し、必要な定員が確保できています。

今後の方針

- ・日常生活や今後の介護に不安を抱く低所得のひとり暮らし高齢者に対して、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むため、地域ニーズにあった支援確保の観点から、引き続き現状の定員を確保し、入居支援を継続していきます。

③ シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

概要

- ・シルバーハウジングは、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者が、生活援助員のケアを受けながら、高齢者に配慮された住宅で自立した生活を送る施設です。

実績

- ・シルバーハウジング（令和2年4月現在）

| 施設名 | 定員 | 入居者数 |
|-----------|--------|--------|
| ふれあいハウス白山 | 27(19) | 19(17) |

() 内は室数

現状と課題

- ・入居希望者に対し、必要な定員が確保できています。

今後の方針

- ・生活援助員を引き続き配置し、入居者への支援を継続していきます。



(2) 入所サービス

① 養護老人ホーム

概要

- ・養護老人ホームは、原則 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を措置しています。
- ・本市には、2か所の養護老人ホーム（寿松苑、岐阜老人ホーム）があり、入所定員は合わせて 200 人です。

実績

- ・令和2年9月現在、本市の措置による養護老人ホーム入所者は 167 人、そのうち 159 人が市内施設に入所しています。

| 指 標 | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 (見込み) | |
|--------|----------|----|-------|----|------------------|----|
| | 市内 | 市外 | 市内 | 市外 | 市内 | 市外 |
| 措置入所者数 | 142 | 9 | 155 | 8 | 159 | 8 |
| 合計 | 151 | | 163 | | 167 | |

現状と課題

- ・年4回（5月・8月・11月・2月）入所判定委員会を行い、措置入所者を決定しています。

今後の方針

- ・高齢化の進展に伴い、生活困窮および社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者が増加することが見込まれています。養護老人ホーム以外では対応が困難な高齢者もみられ、養護老人ホームの果たすべき役割は重要性を増していることから、必要な定員数を継続して確保します。
- ・様々な理由から、現在の環境において生活ができない高齢者に対して、養護老人ホームへ措置することによって生活環境や身体状況の改善を図っていきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 定員数 | 200 | 200 | 200 |

(3) 高齢者に対応した住・生活環境づくり

① 高齢者住宅改善促進助成事業

概要

- 在宅の高齢者などに住みよい住環境を提供し、日常生活の一部を自身で行うことができるよう、介護保険サービスの住宅改修に加え、住宅設備構造などの改善工事に必要な費用の一部について市民税非課税世帯の高齢者等に対し助成しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------|----------|-------|------------------|
| 実施件数 | 4 | 10 | 11 |

現状と課題

- 介護保険サービスの住宅改修では自己負担が大きくなるトイレの洋式化工事等が、この事業によって行われています。

今後の方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して、今後も生活できるよう、継続して事業を行っていきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------|---------|---------|---------|
| 実施件数 | 12 | 12 | 12 |



② 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

概要

- ・有料老人ホームは、高齢者を入居させ、「入浴、排泄または食事の介護」「食事の提供」「洗濯・掃除等の家事」「健康管理」のうち、いずれか一つ以上のサービスを提供する施設であり、事業者は本市に届出を行う必要があります。
- ・サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー構造などを有するとともに、介護・医療と連携することで、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、事業者は、原則建築物ごとに本市の登録を受けることとなります。
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいとしての役割とともに多様な介護ニーズの受け皿となっている状況があり、本市の介護サービス上も、重要な役割を担っています。

現状

- ・有料老人ホームは、令和2年3月末現在で73か所あり、定員は2,065人、この3年間で、施設が27か所（649人）増加しています。

| 指 標 | 平成29年3月末 | 令和2年3月末 |
|-----|----------|---------|
| 施設数 | 46 | 73 |
| 定員数 | 1,416 | 2,065 |

- ・サービス付き高齢者向け住宅は、令和2年3月末現在で39か所あり、1,313戸の登録、この3年間で、施設が9か所（349戸）増加しています。

| 指 標 | 平成29年3月末 | 令和2年3月末 |
|-----|----------|---------|
| 住宅数 | 30 | 39 |
| 戸数 | 964 | 1,313 |

今後の方針

- ・有料老人ホーム等を整備する場合は、事業者に対し、本市との事前協議や、整備後の届出・登録を徹底し、開設後は、適正な運営とサービスの質の確保に向け、定期的な検査や指導などを行っていきます。また、市に届出を行っていない未届有料老人ホーム等を把握した際は、引き続き速やかに届出を行うよう必要な働きかけや指導などを行います。

- 増加し続ける有料老人ホーム等について、介護ニーズの受け皿としての役割が果たせるよう、質の確保を図ることが重要です。平成 30 年度から有料老人ホーム等への集団指導講習会を定期的を開催しており、今後も引き続き実施していきます。
- 各有料老人ホームの最新の重要事項説明書および有料老人ホーム情報開示等一覧表について、毎年定期報告を求め、その内容は、市のホームページなどを活用し、広く市民に情報提供を行っていきます。

③ コミュニティバス等の導入・運行の支援

概要

- 高齢化と人口減少が年々進行する中、地域で住む人が高齢化しても自家用車以外の交通手段の選択肢があり、不安なく日常生活を過ごすことができるような公共交通の維持・確保が求められています。
- こうしたことから、本市では、高齢者の日常生活の移動確保などを目的に、路線バスでは対応できない、買い物や通院需要に対応する交通手段として、コミュニティバス等を導入しています。各地域が主体となり、経営感覚を持って地域自らが利用促進を図り収益性を高めることで持続性を高めるシステムが構築されています。

今後の方針

- 今後、さらなる高齢社会の進展や人口減少など、地域の環境もさらに大きく変化することが想定されるため、平成 31 年に策定した「第 3 次岐阜市総合交通戦略」に基づいた取り組みを推進し、すでに構築されたコミュニティバスの仕組みを生かしながら、コミュニティバスサポート便やデマンド型乗合タクシーなど、各地域の特性を踏まえたより利便性の高い地域公共交通の構築をめざします。

(4) 高齢者見守り活動の推進

① 高齢者見守り事業

概要

ア 愛の一声運動

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者のいる高齢者のみの世帯を対象に、民生委員の推薦により市長より委嘱された推進員が定期的に声かけをして、高齢者の日常を見守り、安否確認を行います。

イ 安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者などの家に人体感知センサーを設置して日々の見守りを行い、20時間以上反応がないときは、監視センターから電話で安否確認を行っています。また、電話での確認ができないときは、協力員に安否確認を依頼することにより見守りを行っています。

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|-------|------------------|
| 新規設置台数 | 4 | 8 | 10 |
| 稼働台数 | 73 | 72 | 83 |

ウ 緊急通報体制支援事業

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者のいる高齢者のみの世帯で、突発的に生命に危険な症状を発生する持病を有するなど日常に見守りを必要とする人を対象に、家庭での急病などに備えて、緊急通報用装置を貸与しています。通報があった場合、消防署につながり、協力員や救急車などが駆けつける体制となっています。

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------|----------|-------|------------------|
| 新規設置台数 | 87 | 90 | 90 |
| 稼働台数 | 753 | 717 | 720 |

エ 高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、協力事業所で見守りネットワークをつくり、協力事業所が行う配達などの職務中に高齢者などの異変を発見したときに市に連絡して、状況の確認と必要に応じて支援につなげています。また、高齢者見守りネットワーク事業の協定締結先だけではなく、一般市民からも広く情報提供を受けるために、専用ダイヤル（安否情報ダイヤルイン）を設置し、通報窓口を一元化しています。

オ 社会的弱者サポート（兼 徘徊SOSネットワーク）事業

本事業は、高齢者、子ども、障がいのある人などが行方不明になった場合に、いち早く発見し、適切な保護措置を行うことを目的として、平成8年8月に発足しました。主唱は、岐阜市防犯協会および岐阜中・南・北警察署です。社会的弱者サポートネットワークには、多くの実施機関・協力団体などが加盟しています。近年になって、認知症高齢者の徘徊事例が多くなっています。

現状と課題

- ・ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者のいる高齢者のみの世帯は、近所付き合いが希薄となりやすい傾向があります。
- ・家族と暮らしている高齢者も、日中は独居となる場合があるなど、生活の多様化により高齢者の在宅を取り巻く環境が変化しています。

今後の方針

- ・ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者のいる高齢者のみの世帯における定期的な安否確認や孤立化防止を図るため、各種事業を周知していきます。
- ・突発的な生命の危険がある人には緊急通報体制支援事業、近所付き合いが苦手な高齢者には人体感知センサーによる安否確認サービス事業の活用をすすめるなど、多様なニーズにも対応できる見守り体制を整備します。
- ・日中独居となる高齢者に対する見守り支援を検討していきます。

安否確認サービス事業

| 指 標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 新規設置台数 | 10 | 10 | 10 |
| 稼働台数 | 75 | 75 | 75 |

緊急通報体制支援事業

| 指 標 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 新規設置台数 | 100 | 100 | 100 |
| 稼働台数 | 730 | 750 | 770 |

② 配食による安否確認事業

概要

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、在宅生活において食の確保が困難で、日々の見守りが必要な人を対象に、希望の曜日に食事を届け、同時に安否を確認します。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|---------|----------|-------|------------------|
| 月平均利用人数 | 143 | 142 | 145 |

現状と課題

- 利用人数が横ばいで推移しています。

今後の方針

- 食事の準備が困難な高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供する「食の確保」と、決まった時間帯に食事を届けて高齢者の「安否確認」をするため必要であることから、引き続き取り組んでいきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 月平均利用人数 | 150 | 150 | 150 |



(5) 権利擁護の推進

① 高齢者の虐待防止

概要

- ・高齢者が家族、親族、施設職員などから暴力を受けるなどの高齢者虐待は、大きな社会問題となっています。高齢者が尊厳を持って生活を送ることができるよう、高齢者虐待の早期発見と適切な対応の推進を図ります。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|--------------|----------|-------|------------------|
| 高齢者虐待通報の受理件数 | 55 | 120 | 100 |

現状と課題

- ・虐待の相談を受けた場合には、被害者を取り巻く関係者と連携し、迅速に対応しています。近年、加害者が精神疾患や貧困など困難な問題を抱える事例が増加しており、虐待が繰り返されないために、加害者などに対する支援も重要となっています。
- ・関係機関、団体等とのネットワークを構築し、高齢者虐待の防止および早期発見を行うため、パンフレットあるいは講座や研修会等を利用した啓発活動に努めています。

今後の方針

- ・日々介護に従事するホームヘルパーやデイサービスセンター職員、民生委員、近隣住民などが、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市に通報できるよう高齢者虐待に対する正しい知識や理解の普及啓発を行います。
- ・地域包括支援センター、市民健康センター、福祉・介護の関係機関、警察などとの連携を強化し解決にあたります。
- ・虐待と認められた場合には、緊急ショートステイ、措置による保護、あわせて、成年後見制度の利用など幅広い対応に努めます。

② 成年後見制度の相談支援

概要

- ・成年後見制度とは、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人を保護するため、家庭裁判所に後見などの審判を申し立て、権利を擁護するための財産管理や身上保護ができるようにするものです。後見人には、家庭裁判所の審判により家族・親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などがあたっています。
- ・身寄りのない重度の認知症高齢者について、成年後見制度の利用にかかる支援を行っています。また、生活が困窮している成年後見制度利用者に対して、成年後見人の報酬を助成しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|------------------|----------|-------|------------------|
| 成年後見制度利用支援事業利用人数 | 13 | 20 | 25 |

現状と課題

- ・団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年問題を見据え、認知症高齢者が増加することが懸念されており、成年後見制度の利用促進に向けた対策が必要不可欠となっています。

今後の方針

- ・判断能力に不安を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりのために、成年後見制度が利用しやすい体制を構築します。そのため、地域連携ネットワークの事務局の役割をも担う中核機関（成年後見センター）を本計画期間中に設置し、成年後見制度の普及や利用促進に向けて関係機関との連携強化に努めます。
- ・成年後見センターでは以下の5つの機能を担い、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係機関との連携をさらに強化し、制度の利用促進と支援体制の基盤構築を図ります。
 - ア 広報機能 イ 相談機能 ウ 成年後見制度利用促進機能
 - エ 後見人支援機能 オ 不正防止効果
- ・成年後見制度を広く周知するため、協力団体や福祉分野の専門職等との連携を強化し、地域に根差した活動に努めていきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 成年後見制度利用支援事業利用人数 | 30 | 35 | 40 |

(6) 防災・防犯・交通安全・感染症対策

① 避難行動要支援者への避難支援等

概要

- 本市においては、内陸地震の発生原因となる活断層が岐阜県内各地に多く存在する状況にあるとともに、今後 30 年以内の発生確率が 70~80%とされる南海トラフ巨大地震では甚大な被害が懸念されています。こうした中、災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、平成 27 年 3 月に策定した「岐阜市避難行動要支援者支援計画」に基づき、避難行動要支援者の情報を適切に把握したうえで名簿を作成し、自助および地域の共助を基本とした支援体制の整備を図っています。
- 昨今の異常気象や大規模災害によって、全国では高齢者施設等においても犠牲者が多数発生しています。多くの高齢者が利用する高齢者施設等において、災害対策は極めて重要な取り組みです。とりわけ、災害等に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備の整備など平時からの備えが必要不可欠となります。

今後の方針

- 岐阜市避難行動要支援者支援計画に基づき、引き続き各地域において取り組まれる平常時の見守り活動と、災害時の避難支援の一体的な体制づくりを支援していきます。
- 水防法および土砂災害防止法が平成 29 年 6 月に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する、社会福祉施設など要配慮者利用施設の管理者などは、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務付けられたことから、同施設の管理者などに対し、避難確保計画の作成支援および避難訓練の実施支援などを行っていきます。
- 高齢者施設等において、「岐阜市地域防災計画」や「岐阜市水防計画」を踏まえた取り組みとなるよう、具体的には非常災害対策の作成および避難訓練の実施状況、必要な物資の備蓄・調達状況を定期的に確認し、災害対策を推進します。

② 防犯活動の推進

概要

- 犯罪や交通事故が市民生活に不安を与える中、平穏な暮らしを守るためには、地域の人々が身の回りの安全に気を配り、地域の安全は地域の手で守っていく必要があります。そのため、地域での積極的な安全活動を市が応援し、市民との協働で、ホッとできる安全で安心なまちづくりを進める、「みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト」を推進するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組んでいます。

今後の方針

- 「みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト」を推進するなど、引き続き地域ぐるみの防犯活動を支援していきます。

③ 高齢者の交通事故防止対策

概要

- 高齢化の進展とともに、5年間（平成27年から令和元年）の市内における交通死亡者数74人のうち、その約7割にあたる51人が高齢者になっています。
- こうした状況の中、令和3年には第11次の「岐阜市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」の策定を予定しており、交通安全出前講座や、運転免許証を自主返納した高齢者へのバスカード等の支給（運転免許証自主返納事業）などに取り組んでいます。

今後の方針

- 岐阜市交通安全計画に基づき、引き続き高齢者の交通事故防止対策に重点的に取り組んでいます。

④ 感染症対策

概要

- 新型コロナウイルス感染症は、本市でも「非常事態宣言」が発令されるなど、健康被害に留まることなく、社会生活全般に甚大な影響が発生しています。
- 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染防止対策として、マスクの着用、人と人との距離を保つこと、3密の回避、すなわち密閉、密集、密接を避けること、手洗い・手指消毒を行うことなど、経済活動や日常生活でのあらゆる場面で「新しい生活様式」を確実に実践していくことが必要となります。
- 高齢者については、新型コロナウイルス感染症などに感染した場合に重症化することがあるため、感染症対策は非常に重要です。とりわけ、集団で生活する高齢者施設等においては、ひとたび感染症が発生した場合、集団感染となり得る可能性があり、日頃からの予防や感染拡大の防止対策が必要不可欠です。また、利用者やその家族の生活のため、感染症発生時においても、サービスを継続する必要が生じます。

今後の方針

- 新型コロナウイルス感染症のリスクが高い高齢者を始め市民に対して、今後もコロナ禍とも言われる社会を生き抜いていくための意識転換が図られるよう、さらに、一旦流行が収まった際にも感染症に対して油断せず、感染リスクについて可能な限りコントロールした生活スタイルを確立できるよう啓発するとともに、情報提供にも努めます。
- 感染症の発生時において、行政、医療機関、介護事業者、そして、市民が、それぞれの立場から、役割や感染拡大の防止を図ることができるよう、また、その予防が一層進むよう関係機関と連携し、必要な対策を講じていきます。
- 高齢者施設等における通常の衛生管理に加え、感染症等に係る計画の策定や発生を想定した訓練等の実施状況、必要な物資の備蓄・調達状況、他の施設等との連携について、定期的に確認し感染症対策等の充実を図ります。

Ⅱ－３ 相談支援体制の充実

(1) 地域包括支援センターの体制強化

超高齢社会が急速に進展し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、高齢者の孤立化や生活困窮者への対応など、高齢者の暮らしに関する課題はますます増加していくことが想定されます。

地域包括支援センターは、地域の身近な相談窓口として高齢者の総合的な支援を行うほか、地域の関係者によるネットワークの構築、地域住民による支え合う体制の構築に取り組んでいます。

今後、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進するために、地域の課題解決の拠点として、関係機関と連携しながら、その機能をより一層充実していくことが求められています。

① 地域包括支援センターの整備・機能強化

概要

- ・地域包括支援センターは、平成 18 年度に日常生活圏域ごとに 1 か所ずつ設置し、市内 13 か所でスタートしました。その後、高齢者人口が 1 万人を超えた日常生活圏域については、設置箇所を増やし、平成 25 年度に 18 か所、平成 30 年度には 19 か所へと数を増やしています。
- ・平成 30 年度から、高齢者人口の増加とそれに伴う相談件数および困難事例の増加、認知症への対応を強化するため、地域包括支援センターの基本職員数を 3 人から 4 人へ増員しています。
- ・平成 30 年 7 月より、地域包括支援センターへの困難事例や業務への後方支援および、センター間の総合調整等を支援するため、機能強化型地域包括支援センターを市内 3 か所に設置しています。
- ・高齢者の介護問題だけでなく、生活困窮者への対応や 8050 問題、虐待問題やセルフネグレクトなど複合的な課題をあわせ持つ世帯を支援するため、平成 29 年度から多機関が集まり、「福祉相談窓口連携会議」を毎月 1 回開催しています。

現状と課題

- 高齢者人口の増加、認知症やセルフネグレクトなどの適切な支援につなげることが難しい事例が増加し、問題も複雑化していることから業務量の増加が予測されます。
- 相談だけでなく、在宅医療と介護の連携や認知症対策、地域ケア会議の推進等地域包括支援センターの役割はより一層大きいものになっていくと考えられます。
- 地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている高齢者は、45.7%（令和2年3月高齢者等実態調査報告書）と約半数程度にとどまっています。

今後の方針

- 地域や関係機関と連携して、地域包括支援センターが各地域において、身近な相談窓口として役割が果たせるよう、周知に努めます。
- 各地域包括支援センターに設置した「認知症地域支援推進員」と、地域の認知症高齢者やその家族に対する支援、地域づくりを強化します。
- 機能強化型地域包括支援センターとともに、各地域包括支援センターが抱える困難事例に対する支援や助言、あわせて、高齢者を地域で支えるシステムの構築を推進します。
- 行政の福祉関係窓口担当者、地域包括支援センター、保健所等が連携について話し合う「福祉相談窓口連携会議」を通じて、ネットワークを構築します。



② 地域ケア会議の実施

概要

- ・地域ケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域全体で支援していくことを目的として行われています。
- ・地域ケア会議には、地域包括支援センターが主催し、地域における個別ケースを検討する「地域ケア個別会議」と、市が主催し、地域課題を政策形成につなげていく「地域ケア推進会議」があり、医療、介護等の専門職のほか、自治会、民生委員等多くの関係者が参加しています。

実績

| 指 標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|----------------|----------|-------|------------------|
| 「地域ケア個別会議」開催回数 | 129 | 198 | *100 |
| 「地域ケア推進会議」開催回数 | 2 | 2 | 2 |

*新型コロナウイルス感染症の影響による

現状と課題

- ・自立支援・介護予防の観点から、介護予防のための地域ケア個別会議の開催を進める必要があります。

今後の方針

- ・地域ケア個別会議を開催し、認知症高齢者などの支援を必要とする高齢者が地域で暮らしていくための支援策を検討していきます。
- ・高齢者の生活の質の向上や介護予防をめざすために、理学療法士等専門職の活用を検討し、介護予防のための地域ケア個別会議の開催に取り組みます。
- ・現在行っている地域ケア個別会議で出された、地域課題を整理するとともに、会議のモニタリングや評価を行いながら、よりよい会議を開催します。
- ・地域ケア個別会議の開催が困難な事例については、機能強化型地域包括支援センターが支援して対応していきます。
- ・地域ケア会議で抽出された課題を整理し、行政として取り組むべき内容については、今後も政策形成に生かしていきます。

| 指 標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|------------------------------------|---------|---------|---------|
| 「地域ケア個別会議」開催回数 | 190 | 190 | 190 |
| 「地域ケア推進会議」開催回数 | 2 | 2 | 2 |
| 「地域ケア個別会議」のうち介護予防のための地域ケア個別会議の開催回数 | 3 | 3 | 3 |

Ⅲ 適切な介護サービス等が安定して受けられる体制づくりのために

Ⅲ－１ 介護人材の確保・育成

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれており、これに伴い、必要な介護人材の人数も増加します。

また、我が国の生産年齢人口が徐々に減少に向かう中、持続可能な介護保険制度の基盤整備の確保を図るためには、本市においても介護人材をいかに確保するかがより重要な課題となっています。

国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年 8 月 28 日厚生労働省告示第 289 号）等を踏まえ、介護の仕事の魅力を幅広く認識してもらうとともに、現在働いている人が生き生きと働き続けやすい職場環境となるよう、岐阜県とのさらなる連携を図るとともに、介護事業所の実態把握に努め、また、新規人材の確保、離職防止の双方の観点から効果的な取り組みにつなげていきます。

(1) 介護人材の確保・育成

① 介護サービスのイメージアップ

- ・ 幼少期から介護現場に慣れ親しみ、市民により開かれた介護現場となるよう、積極的な地域交流について、事業者に働きかけていきます。

② 幅広い人材の確保

- ・ 訪問型サービス A（基準緩和型）を実施し、その担い手の資格要件を緩和すること等で、元気な高齢者の参加や他分野からの介護人材の確保等を可能とします。
- ・ 訪問介護の訪問介護員（ホームヘルパー）等を養成する介護職員初任者研修の受講支援を行います。

③ 介護人材の育成

- ・ 岐阜県と連携し、「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」などの介護人材育成のための取り組みを引き続き推進していくとともに、一方では働きやすい環境整備について事業者に働きかけていきます。

④ 介護人材の定着促進

- 関係機関と連携し、介護職員の処遇改善などの労働環境改善や資格取得などのキャリアアップに対する支援策について積極的に情報提供を行います。
- 介護職員の処遇改善加算および特定処遇改善加算の取得について、事業所に対して積極的に促していきます。

⑤ 介護現場の革新

- 介護ロボットやICTの活用事例を各事業所に周知し、介護現場の業務の効率化等を図ります。

Ⅲ－２ 介護保険サービスの充実

(1) サービスの概要

平均寿命の延伸や後期高齢者の増加、家族形態の多様化に伴い、介護サービスを必要とする高齢者が今後も増加していくことが予測されます。介護を必要とする高齢者や認知症の人、ひとり暮らし高齢者などが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする人の状況に応じた多様な介護サービスを提供して、これからも生活を支えていきます。

① サービスの種類等

| ●介護サービス（介護予防サービス） | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自宅を中心に受けられるサービスです。以下のように、自宅等に訪問してもらうサービスや、施設に通うサービスなど、様々な種類があります。 | |
| 訪問介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯、清掃などの生活援助が受けられます。 |
| 訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護） | <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員と介護職員が浴槽を積んだ車で家庭を訪問し、入浴の介護が受けられます。 |
| 訪問看護 （介護予防訪問看護） | <ul style="list-style-type: none"> ・疾患などを抱えている人について、医師の指示に基づき、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話などが受けられます。 |
| 訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション） | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅における利用者の身体機能の維持回復および日常生活の自立を助けるため、医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションが受けられます。 |
| 居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導） | <ul style="list-style-type: none"> ・医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導等が受けられます。 |
| 通所介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を、日帰りで受けられます。 |
| 通所リハビリテーション （介護予防通所リハビリテーション） | <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設や医療施設などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで受けられます。 |
| 短期入所生活介護 （介護予防短期入所生活介護） | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) | <ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理のもとで日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 |
| 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護) | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けられます。 |
| 福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与) | <ul style="list-style-type: none"> 車いす、歩行器などの福祉用具のうち日常生活の自立を助けるためのもの(厚生労働大臣の定めるもの)を借りる(レンタル)ことができます。要介護の区分によって、対象品目が異なります。 |
| 特定福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具販売) | <ul style="list-style-type: none"> 排泄用具や入浴用いすなど貸与になじまない用具を購入したとき、購入費の支給を受けられます。 *特定(介護予防)福祉用具販売業者として指定を受けた事業者から特定福祉用具を購入した場合に限り支給されます。 |
| 住宅改修費 (介護予防住宅改修費) | <ul style="list-style-type: none"> 手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修費用の支給を受けられます。(上限あり。サービスの自己負担分あり。) *改修前に申請し必要と認められた部分のみ支給の対象となります。 |
| 居宅介護支援 (介護予防支援) | <ul style="list-style-type: none"> 介護サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、サービスを提供する事業所等との連絡・調整等を行い、介護支援専門員(ケアマネジャー)による居宅サービス計画または介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。 *介護予防支援は、地域包括支援センターで行われますが、居宅介護支援事業所に業務委託している場合があります。 |

| | |
|---|--|
| <p>●施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の介護保険施設に入所して受けるサービスです。どのような介護が必要かによって、4つのタイプに分かれています。 | |
| 介護老人福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な場合等に入所し、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などが受けられます。 *原則、要介護3以上の人が対象です。 |
| 介護老人保健施設 | <ul style="list-style-type: none"> 病状が安定し、在宅に復帰できるようにリハビリテーションを中心とする医療ケアと介護が受けられます。 |
| 介護医療院 | <ul style="list-style-type: none"> 長期的な医療と介護のニーズのある高齢者を対象として、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能などが一体的に受けられます(平成30年4月創設)。 |
| 介護療養型医療施設 | <ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患を有し、長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入所し、医療ケア、介護、機能訓練等医療サービスが受けられます。(令和6年3月末までに廃止予定) |

| ●地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的に利用者は、サービス事業所が所在する市区町村の住民に限られます。 | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護、緊急時の対応などを日中夜間通じて 24 時間受けられます。 |
| 夜間対応型訪問介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護が受けられます。 |
| 地域密着型通所介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を、日帰りで受けられます。 |
| 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護) | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を対象にした通所介護事業所で、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどの支援を、日帰りで受けられます。 |
| 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護) | <ul style="list-style-type: none"> ・通いのサービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、多機能なサービスを受けられます。 |
| 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人が、5～9 人単位で共同生活をする住居で、家庭的な雰囲気のもと、日常生活上の世話などを受けられます。 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の指定を受けた定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けられます。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設において、日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な場合等に入所し、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などが受けられます。 ＊原則、要介護 3 以上の人を対象です。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的なケアを必要とする利用者が、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを受けられます。 |

今後の方針

- 在宅生活の継続や家族介護者の負担を軽減するため重要なサービスである小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護については、前計画の第7期高齢者福祉計画において地域包括支援センターが担当するすべての地域で、整備しました。地域包括ケアシステムの推進を図るうえで重要な役割を担うサービスであることから、今後も同サービスのさらなる整備を進めます。
- 医療ニーズの高い高齢者にも対応が可能な看護小規模多機能型居宅介護については、小規模多機能型居宅介護からの転換を含め、その整備に努めます。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の整備により、岐阜県の地域医療構想における追加的需要や市民の在宅生活を希望するニーズなどに対応していきます。
- 地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が65歳以上になったときに、これまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、引き続き介護保険サービス事業所として利用できるよう共生型サービスの推進に取り組みます。
- 育児と介護が同時に発生するダブルケア問題の対応を含め、市民や利用者がより個々の介護サービス内容が理解しやすいパンフレットの作成やホームページの活用等を今後も進めていきます。
- 病気や障がい、精神的な問題を抱える家族の介護をしているヤングケアラーに対し、必要な支援が進むよう、他の関係機関と連携して対応していきます。
- 家族の介護を理由とした離職問題、いわゆる「介護離職ゼロ」の課題解決に向け、引き続き、介護サービスを利用するにあたっての相談支援の充実や、レスパイト機能を有する介護サービスの整備等を推進していきます。
- 申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例による標準化およびICT等の活用を進め、介護事業者および事業の業務効率化に取り組んでいきます。

(2) サービスの向上

① サービス提供事業者への指導等

今後の方針

- 本市の介護保険サービスが適正に提供されるよう、サービス提供事業者への適切な指導などに努めていきます。
- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害で事業運営に極力支障をきたすことがないよう、平時から非常災害計画等の見直しを始め、必要な物資の準備、想定訓練および研修等の実施に向けて取り組むよう、啓発していきます。
- 事件・事故報告書の提出基準や時期、方法などについて、継続的に周知徹底し、情報提供や書類提出の必要性を意識づけていきます。
- 入居・入所施設などにおいて、身体的拘束ゼロをめざしてサービス提供事業者に対し、継続して啓発していきます。
- その他、事業所や施設に対する実地指導等を通じて、介護サービス事業所や施設の運営状況およびサービス提供の現状を把握するとともに、的確かつ効果的な指導・助言を行い、介護サービス事業者のサービスの質の確保に努めます。

② サービスの質の向上

今後の方針

- 利用者によりよいサービスが提供できるよう、また、サービスの質を向上させ、適正な事業運営が行われるよう、サービス提供事業者に対し、計画的な実地指導を実施するとともに、集団指導講習会などを引き続き開催して啓発していきます。
- 利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上を図るため、市に登録された介護相談員を、介護施設等に派遣し、介護サービス提供事業者との橋渡しをする介護相談員派遣事業を引き続き実施していきます。

Ⅲ－３ 在宅医療と介護の連携推進

加齢に伴い、慢性疾患による受診が多くなり、複数の傷病にかかりやすく、また、要介護の認定率や認知症の発生率が高くなり、医療と介護を必要とすることが多くなります。

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護を提供する体制を構築して推進するために、住民と地域の医療や介護関係者と地域のめざす姿を共有し、連携、協働して地域包括ケアシステムを推進することが必要です。

また、令和元年６月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」の柱に「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」が位置づけられ、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも医療と介護の連携の推進が求められています。

本市では、地域包括ケアシステムの推進をめざす取り組みの中で、市民が安心して生活するために、とりわけ急性期の医療から在宅医療・介護まで、一連のサービスが心身の状態に合わせ適切に確保される体制を整備するために、医療・介護などの関係機関と連携し、現状把握、課題を抽出するとともに、実施した施策についての評価を行いながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策を推進します。

(1) 在宅医療と介護の連携体制の強化

① 市民への普及・啓発

概要

- ・在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけではなく、市民が在宅医療や介護サービスについて十分理解し、在宅で療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるように普及・啓発をしています。
- ・市民が人生の最終段階における医療と介護の在り方や在宅での看取りについて、正しく理解し、適切な在宅療養ができるように支援します。

現状と課題

- ・医療機関、歯科、薬局、介護事業所等の情報を地域包括支援センターの区域ごとに地図にまとめた「医療・介護・福祉早わかりマップ」を作成し、医療や介護サービス等を市民が主体的に選択できるよう情報提供をしています。
- ・在宅医療について啓発するパンフレットを作成し、地域包括支援センターなどの窓口に設置しています。
- ・市民を対象に在宅医療や介護サービスについての講演会を開催しています。
- ・市民が自らが望む人生の最終段階について、整理して考えることができるようエンディングノートを作成し、配布しています。

実績

| 指標 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) |
|---------|----------|-------|------------------|
| 講演会開催回数 | 1 | 1 | 2 |

今後の方針

- ・「医療・介護・福祉早わかりマップ」やパンフレット、講演会等を活用して、在宅医療や介護サービスに関する情報提供を行い、在宅療養生活を支える「医療」と「介護」の連携イメージについてわかりやすく普及・啓発していきます。
- ・自らが望む人生の最終段階における医療、介護について、前もって考え、家族や医療、介護の関係者と話し合い共有する取り組みである「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」の考え方をエンディングノートの配布や講演会等を活用し、広く周知していきます。

| 指標 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 講演会開催回数 | 2 | 2 | 2 |

② 医療・介護関係者の情報の共有の支援

概要

- ・安心して在宅療養生活を継続できるよう、医療・介護関係者間で利用者の状態の変化に応じて情報共有を行います。

現状と課題

- ・平成 30 年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、介護施設などの関係機関で岐阜医療圏を対象として、退院時に何らかのケアを必要とする高齢者等が安心して在宅療養生活を送れるよう、「退院支援ルール」を策定し、入退院時の関係者の情報共有を図っています。
- ・在宅サービスの利用者との医療・介護サービス事業者との情報共有のために「介護連絡手帳」が活用されています。

今後の方針

- ・既存の情報共有ツールがより多くの関係者に活用されるよう活用状況を確認しながら、医療・介護関係者の研修等を通じ周知するとともに、より活用しやすいものになるよう医療・介護関係者と協働で改善に努めます。
- ・認知症の人が在宅での生活を継続するために、医師、歯科医師、薬剤師等の医療関係機関や、介護サービス事業者、ケアマネジャー等、多職種で必要な情報の共有が図られる体制づくりを進めていきます。
- ・自らが人生の最終段階において望む場所で看取りが行えるよう利用者の意思決定を支援するため医療・介護関係者が利用者の意思を共有できる取り組みを進めていきます。

③ 医療・介護関係者の研修

概要

- 地域の医療、介護関係者等が「顔の見える関係づくり」を促進し、意見交換することで、在宅医療・介護連携の現状を把握し、在宅医療と介護が連携しやすいように、多職種で研修を行い、知識の充実や相互理解の促進を図っています。

現状と課題

- 医師会や歯科医師会が中心となり、医療・介護・福祉連携研修会など、様々な医療、介護の専門職が参加する研修会が開催されており、グループワークを交えながら、知識の充実や相互理解の促進が図られています。

今後の方針

- 多職種による研修会などで、知識の充実や相互理解を図るなかで、在宅医療・介護連携の現状を把握し、在宅医療と介護の連携に関する地域の課題を抽出し、その対応策を検討する体制を整備します。

④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

概要

- 在宅医療と介護の連携を支援するため、地域の在宅医療と介護の関係者が連携について相談する窓口を設置し、在宅医療と介護の連携調整や情報提供を行うことなどによりその対応を支援します。

現状と課題

- 医師会内に「在宅医療・介護連携サポートセンター」を設置し、地域の在宅医療や介護関係者からの相談を受け、在宅医療と介護の連携を支援しています。
- 歯科医師会内に、「在宅歯科医療・地域連携支援センター」を設置し、適切な在宅歯科医療を受診できるよう患者や地域の医療、介護の関係者からの相談を受け、連携調整や情報共有が図られています。
- よりよい在宅医療と介護の連携を支援するため定期的に相談件数や内容を取りまとめ、医療、介護関係者の参加する会議で情報共有を行っています。
- 両センターで相談に対応するコーディネーターが、行政の福祉関係窓口担当者、地域包括支援センター、保健所等が、連携について話し合う福祉相談窓口連携会議に出席し、連携を図っています。

今後の方針

- 「在宅医療・介護連携サポートセンター」および「在宅歯科医療・地域連携支援センター」の相談機関を効果的に活用できるよう、関係機関と連携してさらなる周知に努めます。



介護保険制度の円滑な運営に向けて

市は保険者として、「介護保険法」および「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、介護給付費のサービス種類ごとの推計などをもとに、令和3年度から令和5年度までの保険料のほか介護保険の円滑な実施などを図るために必要な事項を定めています。

1 介護サービス

(1) 被保険者数の推計

【被保険者数の推計】

単位：人

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 250,388 | 249,675 | 248,961 | 247,530 | 225,548 |
| 第1号被保険者数 | 116,259 | 116,146 | 116,034 | 115,807 | 122,993 |
| 第2号被保険者数 | 134,129 | 133,529 | 132,927 | 131,723 | 102,555 |

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

【要介護（要支援）認定者数の推計】

単位：人

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 要支援1 | 3,488 | 3,552 | 3,611 | 3,735 | 3,806 |
| 要支援2 | 4,325 | 4,410 | 4,496 | 4,664 | 4,966 |
| 要介護1 | 3,673 | 3,758 | 3,840 | 4,008 | 4,416 |
| 要介護2 | 4,186 | 4,283 | 4,378 | 4,569 | 5,202 |
| 要介護3 | 3,460 | 3,550 | 3,634 | 3,804 | 4,517 |
| 要介護4 | 2,660 | 2,731 | 2,800 | 2,941 | 3,529 |
| 要介護5 | 2,340 | 2,395 | 2,452 | 2,561 | 2,999 |
| 合計 | 24,132 | 24,679 | 25,211 | 26,282 | 29,435 |

(3) 介護サービス・介護予防サービス

介護サービス・介護予防サービスにおける各サービスの給付実績と推計は、次のとおりとなっています。(各サービスの概要は 88・89 ページを参照)

○ 訪問介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|-----------|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 回 | 127,904.2 | 138,779.5 | 150,436.0 | 162,056.4 | 174,014.6 | 180,852.1 | 193,789.4 | 242,943.3 |
| | 人 | 3,717 | 3,881 | 4,006 | 4,295 | 4,521 | 4,701 | 5,000 | 6,069 |

○ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 回 | 4.8 | 3.8 | 9.9 | 5.5 | 5.5 | 5.5 | 5.5 | 5.5 |
| | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 介護給付 | 回 | 1,012 | 923 | 920 | 1,178.9 | 1,323.8 | 1,352.3 | 1,456.8 | 1,897.1 |
| | 人 | 189 | 176 | 179 | 217 | 243 | 248 | 266 | 345 |

○ 訪問看護、介護予防訪問看護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 回 | 2,138.1 | 2,408.1 | 2,604.0 | 3,382.8 | 3,642.8 | 4,103.2 | 4,251.6 | 4,476.4 |
| | 人 | 271 | 307 | 342 | 416 | 446 | 499 | 517 | 543 |
| 介護給付 | 回 | 15,848.5 | 17,381.4 | 19,184.8 | 22,902.8 | 24,665.8 | 26,644.8 | 28,215.9 | 35,104.1 |
| | 人 | 1,619 | 1,853 | 2,144 | 2,467 | 2,650 | 2,870 | 3,024 | 3,718 |

○ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 回 | 373.3 | 286.9 | 172.5 | 337.0 | 342.9 | 342.9 | 248.5 | 266.3 |
| | 人 | 37 | 32 | 24 | 50 | 51 | 51 | 35 | 37 |
| 介護給付 | 回 | 2,254.1 | 2,420.4 | 2,033.2 | 3,020.5 | 3,272.5 | 3,512.8 | 2,989.5 | 3,720.3 |
| | 人 | 200 | 214 | 186 | 255 | 275 | 296 | 253 | 315 |

○ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 161 | 176 | 185 | 218 | 245 | 250 | 237 | 244 |
| 介護給付 | 人 | 2,868 | 3,193 | 3,474 | 3,814 | 4,078 | 4,271 | 4,566 | 5,713 |

○ 通所介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|--------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 回 | 49,745 | 51,889 | 49,958 | 54,401.6 | 57,300.2 | 59,941.1 | 61,376.0 | 73,399.8 |
| | 人 | 4,310 | 4,488 | 4,362 | 4,666 | 4,903 | 5,122 | 5,245 | 6,211 |

○ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 574 | 635 | 567 | 649 | 661 | 695 | 679 | 712 |
| 介護給付 | 回 | 12,219.5 | 13,130.7 | 11,742.6 | 13,852.7 | 14,562.6 | 15,268.4 | 15,459.4 | 18,613.2 |
| | 人 | 1,310 | 1,440 | 1,342 | 1,541 | 1,616 | 1,697 | 1,711 | 2,054 |

○ 短期入所生活介護（ショートステイ）、介護予防短期入所生活介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 日 | 214.2 | 167.3 | 140.9 | 186.0 | 191.0 | 196.7 | 122.6 | 134.0 |
| | 人 | 36 | 30 | 17 | 33 | 34 | 35 | 22 | 24 |
| 介護給付 | 日 | 16,495.8 | 16,310.0 | 15,961.6 | 17,763.9 | 18,361.9 | 19,302.3 | 17,820.4 | 21,982.8 |
| | 人 | 1,144 | 1,169 | 1,050 | 1,265 | 1,306 | 1,376 | 1,245 | 1,527 |

○ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 日 | 15.3 | 9.0 | 5.3 | 14.4 | 14.4 | 14.4 | 18.0 | 18.0 |
| | 人 | 3 | 2 | 1 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 介護給付 | 日 | 1,034.0 | 1,105.5 | 664.4 | 1,097.0 | 1,138.8 | 1,328.5 | 1,344.3 | 1,410.9 |
| | 人 | 130 | 130 | 70 | 110 | 114 | 132 | 134 | 140 |

○ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 37 | 44 | 60 | 67 | 69 | 70 | 73 | 76 |
| 介護給付 | 人 | 206 | 224 | 258 | 279 | 291 | 297 | 313 | 359 |

○ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 2,770 | 2,875 | 3,014 | 3,175 | 3,337 | 3,546 | 3,674 | 3,859 |
| 介護給付 | 人 | 6,166 | 6,601 | 6,983 | 7,280 | 7,710 | 8,077 | 8,560 | 10,438 |

○ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 52 | 47 | 47 | 58 | 60 | 61 | 58 | 61 |
| 介護給付 | 人 | 83 | 82 | 102 | 113 | 121 | 124 | 127 | 156 |

○ 住宅改修費、介護予防住宅改修費

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 61 | 64 | 69 | 78 | 80 | 81 | 81 | 84 |
| 介護給付 | 人 | 73 | 77 | 76 | 96 | 99 | 105 | 106 | 123 |

○ 居宅介護支援、介護予防支援

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 3,231 | 3,339 | 3,466 | 3,652 | 3,780 | 3,988 | 4,155 | 4,358 |
| 介護給付 | 人 | 9,158 | 9,616 | 9,961 | 10,235 | 10,596 | 10,958 | 11,511 | 13,898 |



(4) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスにおける各サービスの給付実績と推計は、次のとおりとなっています。(各サービスの概要は90ページを参照)

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 31 | 41 | 57 | 88 | 90 | 92 | 95 | 90 |

○ 夜間対応型訪問介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 19 | 18 | 19 | 29 | 30 | 36 | 25 | 32 |

○ 地域密着型通所介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 回 | 10,681.6 | 11,160.3 | 10,559.1 | 11,321.9 | 11,919.4 | 12,492.7 | 12,236.6 | 14,702.6 |
| | 人 | 1,053 | 1,110 | 1,063 | 1,124 | 1,181 | 1,236 | 1,211 | 1,441 |

○ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 回 | 25.8 | 22.8 | 17.4 | 24.1 | 26.8 | 34.9 | 38.9 | 41.6 |
| | 人 | 3 | 3 | 4 | 7 | 8 | 11 | 12 | 13 |
| 介護給付 | 回 | 1,680.3 | 1,881.7 | 2,046.1 | 2,517.4 | 2,637.3 | 3,015.2 | 2,902.4 | 3,382.1 |
| | 人 | 138 | 154 | 159 | 184 | 193 | 220 | 214 | 248 |

○ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 52 | 55 | 53 | 58 | 68 | 68 | 63 | 65 |
| 介護給付 | 人 | 315 | 328 | 373 | 458 | 477 | 477 | 457 | 542 |

○ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 予防給付 | 人 | 4 | 4 | 5 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 介護給付 | 人 | 813 | 811 | 808 | 861 | 861 | 861 | 861 | 861 |

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 54 | 53 | 59 | 60 | 63 | 65 | 65 | 65 |

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 112 | 138 | 150 | 180 | 180 | 215 | 215 | 215 |

○ 看護小規模多機能型居宅介護

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 23 | 27 | 27 | 36 | 65 | 100 | 100 | 100 |

(5) 施設サービス

施設サービスにおける各サービスの給付実績と推計は、次のとおりとなっています。

(各サービスの概要は 89 ページを参照)

○ 介護老人福祉施設

| | | 第 7 期 | | | 第 8 期 | | | 令和 7 年度 | 令和 22 年度 |
|------|---|----------|-------|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 1,648 | 1,706 | 1,744 | 1,769 | 1,794 | 1,794 | 1,794 | |

○ 介護老人保健施設

| | | 第 7 期 | | | 第 8 期 | | | 令和 7 年度 | 令和 22 年度 |
|------|---|----------|-------|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 1,126 | 1,099 | 1,085 | 1,085 | 1,085 | 1,105 | 1,105 | |

○ 介護医療院

| | | 第 7 期 | | | 第 8 期 | | | 令和 7 年度 | 令和 22 年度 |
|------|---|----------|-------|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 7 | 46 | 52 | 105 | 114 | 114 | 120 | |

○ 介護療養型医療施設

| | | 第 7 期 | | | 第 8 期 | | | 令和 7 年度 | 令和 22 年度 |
|------|---|----------|-------|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 (見込み) | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | | |
| 介護給付 | 人 | 109 | 95 | 99 | 48 | 39 | 39 | — | |

(6) サービス提供施設の整備計画

現在のサービスの充足状況や、岐阜県の地域医療構想における追加的需要、さらには、多様なニーズの受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までのサービス提供施設等の整備計画を以下のとおりとします。その整備にあたっては、岐阜市立地適正化計画との整合性を図りつつ、今後の新たな施設整備に配慮します。

介護老人福祉施設は増床(20人)、地域密着型介護老人福祉施設は新設1か所(29人)、介護老人保健施設は増床(15人)、認知症対応型共同生活介護は1か所(18人)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は新設1か所を予定しています。

単位：か所(定員)

| | 第7期計画末 整備見込数 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 第8期計画末 整備見込数 |
|----------------------|-----------------|-------|-------|-------|-----------------|
| 介護老人福祉施設 | 20(1,789) | | (20) | | 20(1,809) |
| 地域密着型 介護老人福祉施設 | 7(203) | | | 1(29) | 8(232) |
| 介護老人保健施設 | 15(1,368) | | | (15) | 15(1,383) |
| 認知症対応型 共同生活介護 | 55(877) | 1(18) | | | 56(895) |
| 特定施設入居者生活介護 | 7(325) | | | | 7(325) |
| 地域密着型 特定施設入居者生活介護 | 2(58) | | | | 2(58) |
| 小規模多機能型居宅介護 | 21(597) | | 1(29) | | 22(626) |
| 看護小規模多機能型 居宅介護 | 1(29) | | 1(29) | 1(29) | 3(87) |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 6 | 1 | | | 7 |

(注) 以下の規定に基づき、市は計画された利用定員総数を超える指定等をしないことができます(総量規制)。

- ・介護老人福祉施設：老人福祉法第15条第6項
- ・地域密着型介護老人福祉施設：介護保険法第78条の2第6項第4号
- ・介護老人保健施設：介護保険法第94条第5項
- ・認知症対応型共同生活介護：介護保険法第78条の2第6項第4号
- ・特定施設入所者生活介護：介護保険法第70条第4項及び第5項
- ・地域密着型特定施設入所者生活介護：介護保険法第78条の2第6項第4号

小規模多機能型居宅介護については、長良地域に 1 か所整備することとし、看護小規模多機能型居宅介護については、中ブロックに 1 か所、南ブロックに 1 か所の計 2 か所整備することを予定しています。

なお、既存の小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換については、第 8 期計画においても、引き続き推進します。

単位：か所

| 小規模多機能型居宅介護 | | 看護小規模多機能型居宅介護 | |
|--------------------|---------|-------------------|---------|
| 地域包括支援センター地域 | 整備状況等 | 機能強化型地域包括支援センター地域 | 整備状況等 |
| 中央北【金華・京町・明德・本郷】 | 1 | 中ブロック | 整備予定（1） |
| 中央西【徹明・木之本】 | 1 | | |
| 白梅華【梅林・白山・華陽】 | 2 | | |
| 島城西【島・城西】 | 1 | | |
| 清流【早田・則武】 | 1 | | |
| 長森南【長森南】 | 1 | | |
| 長森【日野・長森北・長森東・長森西】 | 1 | | |
| 東部【岩・芥見・芥見東・芥見南】 | 2 | | |
| 三里本荘【三里・本荘】 | 1 | 南ブロック | 整備予定（1） |
| 精華【市橋・鏡島】 | 1 | | |
| 境川【鶉・日置江・柳津】 | 1 | | |
| 南部【加納・加納西・茜部】 | 1 | | |
| 厚見【厚見】 | 2 | | |
| 西部【木田・七郷・合渡】 | 1 | 北ブロック | 1 |
| 岐北【黒野・方県・西郷・網代】 | 1 | | |
| 長良【長良・長良西・長良東】 | 整備予定（1） | | |
| 北部【鷺山・常磐】 | 1 | | |
| 岩野田【岩野田・岩野田北】 | 1 | | |
| 北東部【藍川・三輪南・三輪北】 | 1 | | |

2 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。以下に、地域支援事業を構成する事業を整理します。

○ 事業の概要

| | |
|-------------------------|--|
| ●介護予防・日常生活支援総合事業 | |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | ・「Ⅰ－２－（１） 介護予防・日常生活支援総合事業の充実(48～52 ページ)」参照 |
| 一般介護予防事業 | |
| ●包括的支援事業 | |
| 地域包括支援センター運営 | ・「Ⅱ－３－（１） 地域包括支援センターの体制強化(83～85 ページ)」参照 |
| 地域ケア会議推進事業 | |
| 認知症総合支援事業 | ・「Ⅱ－１－（１）－③ 認知症の人やその家族、介護者への支援の充実(65～66 ページ)」参照 |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | ・「Ⅲ－３ 在宅医療と介護の連携推進(93～97 ページ)」参照 |
| 生活支援体制整備事業 | ・「Ⅰ－２－（３） 地域で支え合う仕組みづくりの促進(55～57 ページ)」参照 |
| ●任意事業 | |
| 介護給付等適正化事業 | ・「介護保険制度の円滑な運営に向けて ３介護給付適正化(110～111 ページ)」参照 |
| 家族介護支援事業 | ・家族介護支援事業として、家族介護用品支給事業（紙おむつ支給券）、家族介護慰労金支給事業、家族介護教室事業、認知症高齢者等見守りシール交付事業に取り組んでいきます。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | ・「Ⅱ－２－（５）－② 成年後見制度の相談支援(79 ページ)」参照 |
| 住宅改修支援事業 | ・介護支援専門員等が居宅介護支援を受けていない要介護・要支援者の住宅改修について、専門性を有する理由書を作成した場合に2,000円/件を助成します。 |
| 認知症サポーター等養成事業 | ・「Ⅱ－１－（１）－① 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発と相談先の周知(63～64 ページ)」参照 |
| 高齢者住宅等安心確保 | ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等を実施します。 |
| 介護相談員派遣事業 | ・介護相談員を特別養護老人ホームや老人保健施設に派遣し、介護サービス利用者と介護サービス事業者の調整を図ります。 |

○ 事業の実績と推計（介護予防・生活支援サービス事業の中で指定事業所が提供するサービス）

| | | 第7期 | | | 第8期 | | | 令和7年度 | 令和22年度 |
|------------|---|--------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 (見込み) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 訪問介護相当サービス | 人 | 1,646 | 1,541 | 1,462 | 1,496 | 1,529 | 1,551 | 1,441 | 1,313 |
| 訪問型サービスA | 人 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 22 | 30 | 30 |
| 通所介護相当サービス | 人 | 2,750 | 2,781 | 2,358 | 2,720 | 2,750 | 2,780 | 2,324 | 2,118 |
| 通所型サービスA | 人 | 27 | 57 | 58 | 60 | 65 | 70 | 57 | 52 |

3 介護給付適正化

介護保険制度の信頼を高め、持続可能な制度を維持するためには、真に高齢者の自立に資するサービスとすること、介護給付を必要とする人を適正に認定し、利用者のニーズに沿った必要なサービスを過不足なく提供することが重要です。

また、介護給付の適正化を図ることによって、介護給付や保険料の増大を抑制することができます。

本市では、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、岐阜県と連携を図りながら、本市の介護給付適正化計画に沿って、以下の介護給付適正化事業に取り組んでいきます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定は、各市町村で行われているため、要介護認定を申請する人にとって認定審査の平準化が重要であり、適正かつ公正・公平なサービスを提供するために必要不可欠です。

介護度を判定する介護認定審査会で判断材料となる介護認定調査結果について、詳細に点検します。また、全国の保険者との比較や本市の各認定審査会における状況等を分析して、認定審査の平準化を進めます。

② ケアプランの点検

定期的な居宅介護支援事業所の指導等の際に、介護支援専門員(ケアマネジャー)に対し、作成されたケアプランをもとに面談して、介護支援専門員自身の「気づき」を促し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けたケアプランの改善をめざします。

③ 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修や福祉用具の利用は、高齢者が自宅で安全、かつ、自立して生活するため必要なものとなることから、以下の取り組みを進めます。

○住宅改修の点検

住宅改修の施工前に、施工の必要性を確認して施工方法や工事見積書を点検し、また、施工後においては施工状況等を確認し、必要に応じて指導等を行います。

○福祉用具の点検

福祉用具貸与と事業所への定期的な事業所指導等の際に、貸与の必要性や利用状況を確認し、必要に応じて指導等を行います。

福祉用具購入については、申請された際に、購入の必要性や利用状況を確認し、必要に応じて指導等を行います。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付費の審査・支払いを委託している「岐阜県国民健康保険団体連合会」から提供されるデータを活用し、縦覧点検や医療情報との突合を行います。

○縦覧点検

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、サービスの整合性や、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見します。

○医療情報との突合

医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認して、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

⑤ 介護給付費通知

保険者がサービス利用者に対し、介護報酬の請求や費用の給付状況等について通知することで、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供が図られることとなります。

すでに実施している他の保険者の状況を踏まえ、本計画期間中の実施について検討していきます。

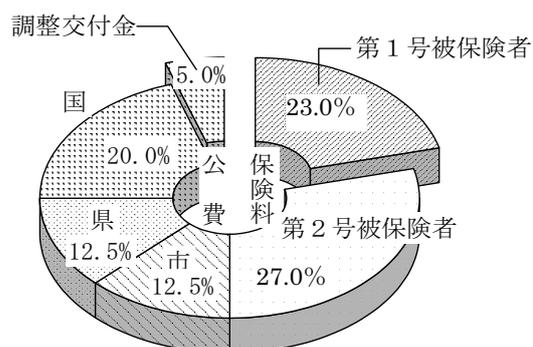
4 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業の財源構成と第1号被保険者保険料の仕組み

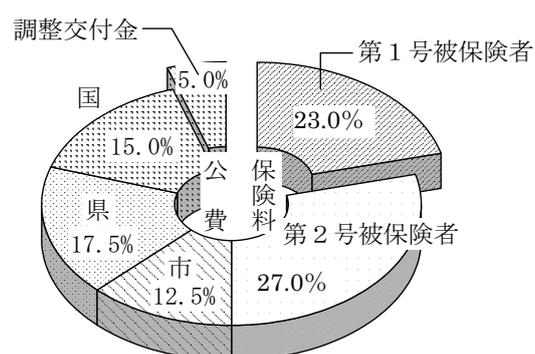
介護サービスに必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料と、国・都道府県・市町村の「公費（税金）」の半々でまかなわれています。「保険料」の50%は、40～64歳の「第2号被保険者」が27%を、残りの23%を65歳以上の「第1号被保険者」が負担することとされています。

【介護保険事業の財源構成】

居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く)



介護保険施設サービス・特定施設入居者生活介護



(3) 第1号被保険者の保険料段階と保険料

第1号被保険者の保険料については、第8期計画期間中に必要と推計する介護保険サービス給付費（115・116 ページ参照）、地域支援事業費（117 ページ参照）、介護保険給付にかかる費用等（118 ページ参照）に基づき算出し、本市の第8期計画における第1号被保険者の保険料基準額は、月額6,700円、年額80,400円となります。また、各段階の保険料は以下のとおりです。

【所得段階別の保険料】

| 所得段階 | 要件 | 保険料率 | 保険料年額 (※1) |
|-------|--|------------------------|------------------------------|
| 第1段階 | 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給の人又は課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合算額が80万円以下の人及び生活保護受給の人など | 0.38 (0.3) (※2) | 30,500円 (24,100円) (※2) |
| 第2段階 | 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合算額が80万円超120万円以下の人 | 0.535 (0.5) (※2) | 43,000円 (40,200円) (※2) |
| 第3段階 | 市民税非課税世帯で第1・2段階以外の人 | 0.75 (0.7) (※2) | 60,300円 (56,200円) (※2) |
| 第4段階 | 市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合算額が80万円以下の人 | 0.9 | 72,300円 |
| 第5段階 | 市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、第4段階以外の人 | 1.0 | 80,400円 |
| 第6段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)120万円未満の人 | 1.1 | 88,400円 |
| 第7段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)120万円以上210万円未満の人 | 1.25 | 100,500円 |
| 第8段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)210万円以上320万円未満の人 | 1.5 | 120,600円 |
| 第9段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)320万円以上400万円未満の人 | 1.75 | 140,700円 |
| 第10段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)400万円以上600万円未満の人 | 2.0 | 160,800円 |
| 第11段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)600万円以上800万円未満の人 | 2.25 | 180,900円 |
| 第12段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)800万円以上1,000万円未満の人 | 2.3 | 184,900円 |
| 第13段階 | 市民税課税の人のうち合計所得金額(※4)1,000万円以上の人 | 2.35 | 188,900円 |

(※1) 保険料年額は、基準月額(6,700円)×保険料率×12か月で算出し、100円未満を切り捨て

(※2) ()内の数字は、公費負担後の本人負担の保険料率及び保険料年額

(※3) 年金以外の所得金額に給与所得が含まれる場合で、所得金額調整控除が適用される場合は給与所得額に所得金額調整控除額を加えた額から、また所得金額調整控除が適用されない場合は給与所得額から、10万円を控除(控除前の額が10万円未満の場合は同金額を控除)

(※4) 合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は同控除後の金額とし、給与所得又は年金所得が含まれる場合は給与所得及び年金所得の合計額から10万円を控除(給与所得及び年金所得の合計額が10万円未満の場合は同金額を控除)

【介護保険サービス給付費の推計】

単位：千円

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| ●介護サービス | | | | |
| 訪問介護 | 5,276,821 | 5,671,674 | 5,893,904 | 16,842,399 |
| 訪問入浴介護 | 174,879 | 196,616 | 200,865 | 572,360 |
| 訪問看護 | 1,214,726 | 1,307,684 | 1,411,583 | 3,933,993 |
| 訪問リハビリテーション | 102,846 | 111,438 | 119,617 | 333,901 |
| 居宅療養管理指導 | 514,845 | 550,704 | 576,602 | 1,642,151 |
| 通所介護 | 5,283,956 | 5,576,706 | 5,842,375 | 16,703,037 |
| 通所リハビリテーション | 1,434,519 | 1,515,386 | 1,591,103 | 4,541,008 |
| 短期入所生活介護 | 1,837,073 | 1,900,852 | 1,997,589 | 5,735,514 |
| 短期入所療養介護 | 157,025 | 163,160 | 189,888 | 510,073 |
| 福祉用具貸与 | 1,121,475 | 1,190,177 | 1,243,627 | 3,555,279 |
| 特定福祉用具購入費 | 42,532 | 45,728 | 46,878 | 135,138 |
| 住宅改修費 | 85,027 | 87,756 | 92,961 | 265,744 |
| 特定施設入居者生活介護 | 643,543 | 673,194 | 687,601 | 2,004,338 |
| 居宅介護支援 | 1,830,641 | 1,898,756 | 1,966,189 | 5,695,586 |
| ●介護予防サービス | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 553 | 553 | 553 | 1,659 |
| 介護予防訪問看護 | 144,800 | 155,821 | 175,182 | 475,803 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 12,038 | 12,258 | 12,258 | 36,554 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 25,102 | 28,240 | 28,817 | 82,159 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 261,640 | 266,742 | 282,524 | 810,906 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 14,195 | 14,532 | 14,973 | 43,700 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 1,495 | 1,495 | 1,495 | 4,485 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 247,759 | 260,364 | 276,950 | 785,073 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 16,870 | 17,456 | 17,736 | 52,062 |
| 介護予防住宅改修 | 65,701 | 67,436 | 68,181 | 201,318 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 69,320 | 71,248 | 72,417 | 212,985 |
| 介護予防支援 | 204,191 | 211,464 | 223,098 | 638,753 |

単位：千円

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|
| ●地域密着型サービス | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 197,349 | 203,633 | 209,807 | 610,789 |
| 夜間対応型訪問介護 | 7,308 | 7,617 | 9,181 | 24,106 |
| 認知症対応型通所介護 | 322,670 | 337,565 | 386,456 | 1,046,691 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1,150,141 | 1,203,953 | 1,203,953 | 3,558,047 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 2,730,799 | 2,732,314 | 2,732,314 | 8,195,427 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 152,320 | 159,607 | 164,720 | 476,647 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 580,575 | 580,897 | 690,011 | 1,851,483 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 115,998 | 203,107 | 312,035 | 631,140 |
| 地域密着型通所介護 | 1,080,028 | 1,140,347 | 1,197,238 | 3,417,613 |
| ●地域密着型介護予防サービス | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 1,978 | 2,174 | 2,757 | 6,909 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 48,767 | 58,161 | 58,161 | 165,089 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 24,222 | 24,235 | 24,235 | 72,692 |
| ●施設サービス | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 5,615,856 | 5,696,007 | 5,696,007 | 17,007,870 |
| 介護老人保健施設 | 3,759,082 | 3,761,168 | 3,835,552 | 11,355,802 |
| 介護医療院 | 459,140 | 496,617 | 496,617 | 1,452,374 |
| 介護療養型医療施設 | 197,629 | 160,862 | 160,862 | 519,353 |
| 介護保険サービス給付費 | 37,227,434 | 38,765,704 | 40,214,872 | 116,208,010 |

【地域支援事業費の推計】

単位：千円

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|---------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ●介護予防・日常生活支援総合事業 | | | | |
| 訪問型サービス | | | | |
| 訪問介護相当サービス | 334,469 | 342,831 | 351,402 | 1,028,702 |
| 訪問型サービスA | 267 | 274 | 2,000 | 2,541 |
| 訪問型サービスB | 801 | 801 | 801 | 2,403 |
| 訪問型サービスC | 428 | 428 | 428 | 1,284 |
| 通所型サービス | | | | |
| 通所介護相当サービス | 872,521 | 894,334 | 916,693 | 2,683,548 |
| 通所型サービスA | 8,691 | 8,908 | 9,131 | 26,730 |
| 通所型サービスB | 5,829 | 5,829 | 5,829 | 17,487 |
| 通所型サービスC | 7,673 | 7,673 | 7,673 | 23,019 |
| その他の生活支援サービス | 333 | 333 | 333 | 999 |
| 介護予防ケアマネジメント | 138,921 | 142,394 | 145,954 | 427,269 |
| 一般介護予防事業 | 17,224 | 17,224 | 17,224 | 51,672 |
| その他介護予防・日常生活支援総合事業 | 8,985 | 8,985 | 8,985 | 26,955 |
| ●包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業 | | | | |
| 包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） | 575,706 | 575,706 | 575,706 | 1,727,118 |
| 任意事業 | 70,065 | 70,465 | 70,866 | 211,396 |
| ●包括的支援事業（社会保障充実分） | | | | |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 10,741 | 10,741 | 10,741 | 32,223 |
| 生活支援体制整備事業 | 30,622 | 30,622 | 31,622 | 92,866 |
| 認知症初期集中支援推進事業 | 5,330 | 5,330 | 5,330 | 15,990 |
| 認知症地域支援・ケア向上事業 | 20,435 | 20,435 | 20,435 | 61,305 |
| 地域ケア会議推進事業 | 1,999 | 1,999 | 1,999 | 5,997 |
| 地域支援事業費 | 2,111,040 | 2,145,312 | 2,183,152 | 6,439,504 |

【介護保険給付にかかる費用等の推計】

単位：千円

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|--------------------------------------|------------|------------|------------|-------------|
| 介護保険サービス給付費 | 37,227,434 | 38,765,704 | 40,214,872 | 116,208,010 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 (見直しに伴う財政影響額調整後) | 879,618 | 814,181 | 831,724 | 2,525,523 |
| 高額介護サービス費等給付額 (見直しに伴う財政影響額調整後) | 878,169 | 885,683 | 904,776 | 2,668,628 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 140,536 | 143,722 | 146,820 | 431,078 |
| 算定対象審査支払手数料 | 42,872 | 45,016 | 47,266 | 135,154 |
| 地域支援事業費 | 2,111,040 | 2,145,312 | 2,183,152 | 6,439,504 |
| 合計 | 41,279,669 | 42,799,618 | 44,328,610 | 128,407,897 |